

# 第45回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成23年9月27日(火曜日)

出席議員  (17名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文		
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	石 黒 永 剛	14番	山 田 弘 治
	15番	西 岡 正	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	矢 内 作 夫
欠席議員  (1名)	8番	笹 田 鈴 香		
遅刻議員  (名)				
早退議員  (名)				

事務局出席	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
職員職氏名	書 記	高 橋 真 弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	坪 内 頼 男
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	谷 口 行 雄	健康福祉課長	野 村 正 明
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	前 澤 敏 美
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
			天文台公園長	黒 田 武 彦
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	廣 瀬 秋 好	会 計 課 長	長 尾 富 夫
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
	欠 席 者 (1名)	生涯学習課長	保 井 正 文	
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

---

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 10 時 01 分 開議

議長（矢内作夫君） おはようございます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いでご出席を賜り、誠にご苦勞様でございます。

本日、笹田議員から入院のためということで欠席届。また、保井生涯学習課長からも欠席届が出ております。認めておりますので報告をしておきます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。直ちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（矢内作夫君） 日程第 1 は昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

ここで、笹田議員の一般質問は、本日、入院により欠席のため議場におられません。標準会議規則により一般質問の通告は効力を失います。これから、質問の順序を繰り上げ、ただ今から平岡議員の一般質問に入ります。

17 番、平岡きぬ糸君の発言を許可します。平岡君。

〔17 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

17 番（平岡きぬ糸君） おはようございます。17 番議席、日本共産党の平岡きぬ糸です。

私は、3 項目について質問を行います。

まず 1 項目目、高等学校学区拡大問題について質問を行います。

兵庫県教育委員会が 2009 年 8 月に設置した通学区域検討委員会は 6 月 30 日に、2014 年度、現在の中学 1 年生の高校入試から公立高校 16 学区を 5 学区にする素案を発表しました。同検討委員会は、会議の傍聴や住民の参加が認められず、5 学区案は多くの住民にとって寝耳に水で、今回の発表は、民主的な手続きを欠いたものと言わざるを得ません。通学地域や選抜方式は、生徒の進路、保護者の教育権に関わる重大な問題であり、各地域ごとに当事者である生徒・保護者・地域住民・学校現場の参加による慎重な議論が必要です。

佐用町議会は、今年 3 月の議会に、県立高等学校普通科・総合学科の通学区・西播学区を拡大しないことを求める請願を採択し県に意見書を提出していますが、この素案に意見書の主旨が生かされていません。佐用町として、素案に基づく通学区域などの変更を強行することについて、県に撤回させ計画の中止を要請する必要があるのではないのでしょうか。

2 つ目に、通学区の拡大は、通学費や通学時間などの負担だけでなく、競争の激化や高校のさらなる序列化がもたらされ、地域の学校の存続に関わる事態が生まれることが心配されますが、佐用高校への影響はどうでしょうか。

最後に、希望する全ての生徒に地域に根ざした十分な高校教育を保障する条件整備こそ求められるのではないのでしょうか。

以上の点について、町長、教育長の見解をお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、それでは、教育長答弁願います。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） おはようございます。

それでは、ただ今、ご質問いただきました平岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1つ目の、素案に基づく通学区域などの変更を強行することについて、県に撤回させ計画の中止を要請する必要があるのではないかとのご質問でございますが、素案では現行制度変更の主な理由といたしまして、生徒一人ひとり、自らの将来像を持ち、個性、能力や興味、関心に応じて高等学校を主体的に選択することにより、学習意欲の一層の向上を図り、課題解決に取り組む力を育成することが重要として、選択幅を拡げることを上げております。

また、学びたいことが学べる学校への志願を拡大する観点から検討をされております。

その中で、市町の立地からしまして、交通事情から通学の困難が予想されること。また、保護者の経済的負担が増加すること。更には、高校格差が拡大するなど不安の声が多くあり、これらを受けて、現在、兵庫県立高等学校通学区域検討委員会では、それらに配慮した具体策を検討されているとの情報もあり、今後の推移を注視して参りたいと考えております。

次に、2つ目の、通学区の拡大による佐用高等学校への影響はというご質問でございますが、佐用高校の更なる魅力ある高校づくり、特色ある高校づくりを推進していただくことによって、影響が最小限になることを望んでおります。

次に、3つ目の、希望する全ての生徒に地域に根ざした十分な高校教育を保障する条件整備のご質問でございますが、まず、1つ目は、佐用高校と町内の小中学校は、教科、生徒指導、人権教育等、連携をはかり、佐用高校の、進学した生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮しているところでございます。

2つ目といたしましては、佐用町の住民、保護者の皆様や一人ひとりの生徒が時間的余裕を持って学習や学校生活に集中できることを望まれ、更に、地元高校の魅力ある高校、特色ある高校づくりに努めていくことではないかと考えております。

以上で、この場からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） 町長の見解はよろしいか。

〔町長「とりあえず」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） それでは、平岡君、再質問をお願いします。

17番（平岡きぬ糸君） はい。

先日、9月15日付の新聞報道では、その学区を16から5に再編することについて、県下の41市町の教育長に対して、アンケートを実施したという、そういう報道がされておりました。この新聞報道ですけれど、これによりますと、この学区、5にしていくという拡大について、賛成が2割、反対が32パーセント、どちらとも言えないというのが、約4割というふうな回答でしたが、本町の場合、ここに書いてある物を見ますと、まあ、どちらとも言えないというご回答。4割の中に入っているというふうに結果が報じられてい

るところなんですけれども、どちらとも言えないと回答されている中の、宝塚市教育委員会が、その後ですけれど、県の教育委員会に対して、時期尚早であること。そして中学校に大きな影響があることなどを理由にして、要望書を提出されております。

まあ、平成 26 年度の実施というのは早すぎる。また、慎重な議論を求める声が相次ぐというふうに、この報道の中にもありますけれども、この点について、現在、教育長は、アンケートに答えられておりますけれども、どのように考えておられるのか、再度伺いたいと思います。

明石市なども、学区を拡大しないことの要望書。但馬 3 市 2 町の市町も要望書を提出されております。これらの点も踏まえて、ご回答願います。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 神戸新聞のアンケートの件でございますけれども、まあ、先ほども、お答えしましたように、全て、マイナス面ばかりではないと、そのように捉えております。高等学校が、いろんな高等学校へ行きたいという、まあ、子ども達も、中にはあるわけですので、その子ども達には、大きな、間口が広がったと捉えております。

しかしながら、そうではなくて、やっぱり地元の高等学校へ行きたいと、こういう子ども達もたくさんおるわけでありまして、まあ、先ほど、お答えしましたように、今のところは、どちらとも言えないという形でお答えをさせていただいております。

しかしながら、教育長会とか、そういう会議もあります。その中では、やはり地元の学校の、これからの位置付け、そういうものを十分検討して、お考えをいただきたいということにつきましては、意見を申し述べているところでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） で、その学区の拡大という内容なんですけれども、私も、こういう問題が明らかになって、どういうことになるのかということについて、ちょっと、伺っていきたく思うんですけれど、先ほど、まあ、教育長が回答されました。学校の選択肢が増えるから、まあ、間口が増えるから、その、いいんではないかというような内容であったかと思うんですけれども、その今回、拡大しようと。拡大というか、地域を広げようとしている内容について、普通学科以外の学科は既に、どこの高校も受験可能な状態に、兵庫県あります。私学もありますし、ですから、現在でも中学校で、指導に困るほど選択肢はあるという実態があるんですけれど、それを踏まえて、この学区の選択肢が増えるということについては、どう考えられますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、あの、最近に学区が広がったと言うんか、まあ、以前からでもありますね、結構、年度によっては、町内の中学校でもですね、もう二桁に及ぶような進路指

導をしてきた経緯もございます。

で、例えば、姫路の、姫路東高校ですね、単位制の高等学校に変わりましたが、全県から行けますね。佐用町でも、今までに、ここ3人が4人ぐらいは行っておりますし。また、私学についてもですね、今まででありましたら、3つか4つの私学しか行っておりませんでしたけれども、最近はですね、いろんなスポーツとか、そういうことで、広がりを見せております。そういう点からしても、子ども達の、そういう個性とか、特色とか、また、将来的に展望を持ってですね、進路を選んでいく、このことを阻害するわけにいかないだろうと、私は、思っております。

しかし、先ほども申しましたように、地元には1校しかない高等学校ですから、これも、大事にしていかなければならない。そのためにはですね、やっぱり町民全てがですね、佐用高校をどう見るかと、こういうことも大きな課題ではないかなと思っております。どうしても、どここの学校へ行きたい。という子どもが出てきます。そういう中で、やっぱり地元に住んで、地元の学校を卒業して、そして、羽ばたいて行って欲しいという、そういう思いをですね、やっぱり私達は、子ども達に話をしていく必要があるのではないかと。また、それには、お父さん、お母さんや、地域の方々もですね、佐用高校を、やっぱり大事にしていって欲しいなと、そういう強い思いを、私は、持っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 次に、その、この度の学区拡大の中で、複数志願で学びたい学校を受験できるということに対して、その期待の声があるというふうなことも報道されているんですが、実際に、複数志願選抜制度のやった結果についても、これは7月付の新聞の報道ですけど、その利用に対して、学区拡大で志願したところもあるけれども、その新聞報道ですけども、なかなか利用がされなかったという結果が、7月8日付に出ているんです。で、こういう関係で、この学区拡大をすることによって、学校間格差が生まれぬとか、その危惧される問題ですけども、学区内の、どこの学校も通学可能であるのかというような、そういう危惧される問題については、ちょっと具体的に、長時間の遠距離の、長時間の通学とか、そういうものについては、どんなふうに、この学区拡大で弊害があるというふうにお考えですか。弊害はありませんか。その点、お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 難しいところですね。例えばですね、例を挙げますと、テクノにあります中高一貫の学校ですね。あそこが開設した時には、通学時間2時間という線を県教委は出しましたね。片道です。それ、私も、その当時、中学校の校長しておりましたので、本当に、それでいいかなと思っておりました。まあ、そういう、その、あの学校へ行きたいという思いの子ども達はですね、そういう時間を取ってでも行きたいという思いは非常に強いだろうと、私は、そう思います。けども、先ほど来言っておりますように、やっぱり通学時間というのは、大きな時間であります。子ども達の成長にとってもですね、非常にこう大事な時期であります。やっぱり、それぞれの学校へ行って、近くの学校で、私は、勉強して、また、生活して、いろんな経験をして行って欲しいなという思いが強

あるところです。

で、複数志願のことについてですけれども、まあ、今回、この西播学区は初めての複数志願制度の導入でありました。ですから、昨年と比較するとかいうことが、ちょっとできませんので、まあ、この23年度入試を受けてですね、今後、そういう結果を、しっかりと見て行きたいと、そのように考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 2項目目でお尋ねしているところであるんですけれども、今回、学区拡大しようとするのは、普通科高校なんですけれども、まあ、普通科の教育が保障されるということが大事な点なんだと思うんですけれども、その今回の拡大によって、その受験のね、競争がね、一段と激しく、今までよりも、更に激しくなった結果、中学校も巻き込んで、そういう競争の教育。更に激化するというのを懸念するんですけれども、そういった点は、どのように考えられますか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私は、学校現場にありました時から、受験の激化ということ、あまり個人的には意識しませんでした。と言いますのは、やっぱり、勉強、勉強ということによってですね、子どもが萎縮してしまう。逆に勉強嫌いになると、こういうことも私は、目の前で経験しております。そういう意味で、子ども達が、どのように、選択し、また、保護者がですね、どのように子ども達と将来像を描いていただけるか、そういうことが、基本だろうと考えております。

まあ、そういう中で、多くの方から、受験の競争の激化と、そういうことも言われておりますけれども、まあ、複数志願とか、そういうことで、ある程度緩和がされるんではないかなと、そのように考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） ちょっとかみ合わないところがありますけど、あの、生徒の数、子どもの数が、ドンドン減少しているわけなんですけれども、全国的には、都道府県単位で、学区を一本化していくとか、一学区にしていくという大きな流れがあります。そういった全国的な、兵庫の場合は、その点で、多い学区を持っているから、その全国の、まあ、そういう流れに遅れてはいけないのではないかなというふうな、まあ、点について、どんなふうに思われますか。

具体的に先行している他府県の実態なども、これから、その学区を拡大していこうとする兵庫県の、ここの自治体にあって、客観的な調査とか情報提供というのは、具体的に必要ではないかと思うんですけれども、例えば、不本意に入学していた人が、その学区を拡大することによって減ったのかとか。それから、高校中退する人は減ったのかとか。その遠

距離、長時間通学の実態がどうなったのかと、大学の進学とか、就職などの実態がどうなっているか、そういうことも含めて、保護者などが、その問題について考えていく上で、客観的な資料というか、データは、私は、判断材料の1つになると思うんですけど、そういった点なんかは、情報としては、つかまれていますか。お伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しいご質問です。確かに、例えば、佐用町の子ども達が、高等学校へ行く。また、佐用町へ遠方から子ども達が通学している。そういう実態見た時に、どうしても遠距離で、途中で進路変更していく、そういう子ども達が、何人かいることについては、情報として掴んでおります。

しかし、それが、通学距離なのか、家庭的な状況なのか、自分の意欲の問題なのか、そのへんについては、私の方は、掌握しておりません。

また、全県1区いうんか、一本化の方向へということですけども、これは、地理的条件とか、そういうことで、非常に難があるだろうと、そのように、私は、捉えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） こういうたたき台が示されて、その父兄とか関係者に説明会が、一応されたという形の上ではなっているんですけど、実態としては、よく分からない。教育委員会が、そういう諮問をして、そこが、出して来たということを受け止めて、どうなるのかなという不安の声の方が、父兄には、私が聞く限りでは多いんですけど、普通科高校ということについてね、今回、その学区を拡大しようとする、その普通科高校というのは、一体どういう教育というか、役割を果たさないかんのかということについて、縷々、地元の高校が1校しかないから、その地元の高校を考えていかないかんというような、そういう認識でおられるということは、回答の中で、地域に根ざした学校として、関係者と、ちゃんと連携強化していかなければいけないというふうな認識におられるというふうには、受け止めさせていただいたんですけど、この報告は、最終的には、この10月には報告書をまとめていくというふうな、そのスケジュール的な点ですけど、あります。そういう中であって、今、言われたような、佐用高校の受ける影響のことなんかも含めて、佐用町として、教育委員会というか教育長として、やっぱり、どう考えているのかということ、地元の声として、まあ、議会は、意見書挙げたんですけど、挙げる必要があるんじゃないかと思いますが、その点、お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 3月議会で、意見書を議会の方で出されました。

まあ、これにつきましては、非常に重く、私は受けて止めております。

そういう中でありますが、現段階では、先ほど、答弁させていただきましたように、県



の検討委員会の方もですね、いろんな意見、特に、議会からの意見書、更には、地域の保護者、また、学校関係者、多くの声を受けてですね、再度、検討をしていくと。そういう方向付けがされておりますので、注視をしていきたいと、そのように答弁させていただきました。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 説明などが、されているといっても、説明会は、姫路で1回されただけなんですね。この学区について。そういう中で、どれだけ佐用の人は、その説明会に行かれたのか、そういう実態なんかは、掌握されていますか。その実態がよく分からないまま、どういうことになるのか、ただ、選択肢が広がるから、いいようなことを主張されておりますから、現実としては、極一握りの、まあ、よくできるというか、経済的にも恵まれた人は、そうした選択肢が確かに広がることもあるかもしれませんが、大多数の生徒、保護者にとっては、これは、学区拡大は、今まで、長年にわたって行われてきた学区制度が大きく変わるわけですから、そういう変化について、ちゃんと説明は、最低必要だと思いますし、納得の上で、事が進められるべきではないかと思っておりますから、その時間的な意味でも、提案されているような、その、この、中学1年生の、現在の中学1年生の子どもから適用していくという、これはもう、時間的には問題が、周知とか、そういう点では問題があると思うんですけど、そういった点も含めて、県に対してはね、私は、必要な意見として挙げるべきだと思うんですけど、よろしく。その点は、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、説明会等については、一部であったと思いますが、佐用町からも、学校関係者、保護者の代表等々が参加されたと、そのように聞いております。

また、全県下的には、パブリックコメント等も実施されておるようでございます。まあ、そういう中であって、教育委員会として意見書を出すとか、そのへんのことにつきましては、現段階では考えておりませんが、再度申しますけれども、現在の検討委員会等の動きを注視しながら、また、教育長会等々でですね、意見を交わしていきたいと、そのように思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、町長の答弁が、教育委員会が中心で回答があったんですけど、地元の高校に及ぼされる影響については、どういうふうな考えを持っておられるのでしょうか。伺います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この問題が出てからですね、私も非常に、佐用高校に及ぼす影響、非常に心配をしております。

まあ、確かに、教育長答弁のようにですね、子ども達の進路。いろんなまあ、選択肢が広がるということは、まあ1つの大きな大義名分になっておりますけれども、まあ、現在でもですね、この西播磨、私達の地域の学区は、非常に広い範囲にあります。まあ、交通の便、また、距離的にもですね、まあその中で、選択肢もかなり選択ができるような状況になっているわけですね。で、この学区は、兵庫県の、県教委が取り組んでおられますから、県下全体の中で、まあ、考えておられるので、まあ、地域だけのことは言えませんが、これは地域によって、非常に、それぞれ格差があるわけです。

まあ、やはり都市部近郊の市町なんかにすればですね、子ども達、また、保護者においてもですね、学区を拡げて、まあ、できるだけまあ、既に今、越境入学的なですね、形で、いろんな学校に行っている実態もあるようですから、そういうことが、既に、解消されて、できるということも含めてですね、この学区の拡大ということについては、賛成だという所もあります。

ただまあ、佐用高校の場合を考えた時にですね、やはり、これだけ児童数が減っている時に、今後、そういう、佐用高校が、地域だけでもですね、非常に、今後の、今の、佐用高校のクラス数。これも減っていくのではないかとというふうにも心配はしますし、まあ、やはり子ども達、それぞれ広く、いわゆる東の方の学校にですね、皆が流れていけば、佐用高校の方へ来てくれる子ども達が減っていく。全体が減っているわけですから、都市部の学校は、定数がそのままになっていって、周辺部の学校の定数が減っていくという恐れがあるのではないかとという心配もするわけです。

まあ、そういうことが、今のね、アンケートや、また、いろんな意見書等に出されている内容も、そこを心配されて、但馬の方でありますとか、丹波。周辺部の所は、これは慎重にもっとやっていただかなきゃならないと。見直して欲しいという意見書も出されているところでございます。

まあ、当然、佐用町においても、佐用町議会も3月で意見書を提出をされておりますし、まあ、そういうことを踏まえてですね、先般、知事とのですね、西播磨の政策懇話会がございました。まあ、その時の要望事項というんですか、意見としてですね、これは、議会から意見書が挙げられておりますので、議長が参加をしておりますのでね、議長の方からですね、この問題について、知事の方へ、十分に慎重に取り扱って欲しいということ、直接要望をしていただいております。まあ、意見書に則ってですね。はい。

まあ、その時は、まあ、議長の方から、また、への回答ではなく、意見書ですから、意見を述べていただいておりますのでね、議長から、お話があるかもしれませんが、私は、その時の知事の答弁はですね、まあもう少し、この、積極的に、前向きに捉えた方がいいんじゃないですかというようなことと同時にですね、周辺部、いろんな所からも、そういう意見を貰っているの、これは、十分にこう、慎重に検討をして参りますという回答であったというふうに思っております。

まあ、当然、これは県教委、県が、県立の学校ですから、最終的には、県の方で決定をされますのでね、私達の地域から県の方に、県会の方で活躍いただいております石堂県会議員の方にもですね、こういう問題についてですね、地元としても非常に心配をしているということは、当然まあ、県会議員も知っていただいておりますので、その点についても、お話しをさせていただいております。

あの、そういうことで、教育長申し上げましたように、知事も慎重に検討をするという

回答をいただいておりますのでね、その状況を注視していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（矢内作夫君） よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 2 項目目いきます。

議長（矢内作夫君） はい、それでは 2 項目目。平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 2 項目目について、質問を行います。

2 つ目は、国民健康保険制度について伺いたいと思います。

1 つに、国保税の負担が重いので、もっと安くして欲しいという町民の願いが切実にあります。町は、保険税、国保税は、所得に対して高いという認識を持っておられるのかどうか。この点がまず 1 点です。

2 つ目に、社会保障制度としての支援強化が求められると思いますが、佐用町が発行する国保のパンフは、この社会保障制度の認識となったものになっているのか、具体的にお願います。

3 つ目に、高い保険税を払えない世帯への対応は、制裁措置になっていないかという点で、1 つは、資格証の発行についての具体的な発行数と、その対応。2 つに、差し押さえの実態はどうか。

4 点目は減免制度について、町の制度は十分ですか。町独自の支援策はどうなっているのか伺います。

最後に、国保法の 44 条の、これは窓口負担の減免ですけれど、実施要綱の策定状況はどうなっていますか。この点について伺います。

議長（矢内作夫君） はい、2 問目、町長、答弁願います。

〔町長 庵邊典章君 登壇〕

町長（庵邊典章君） それでは、国民健康保険制度についての、5 点についてのご質問ですが、最初に、国民健康保険税は、医療費や拠出金・納付金等の国民健康保険事業の要する費用について、被保険者の負担する一部負担金及び国庫支出金・他会計繰入金等を除いた部分について、その財源として被保険者の方に国民健康保険税を負担をいただいているところであります。

国保税の賦課は、所得割や資産割などの、負担能力に応じた応益負担と、均等割や平等割などの、受益に応じた応能負担の 2 つの賦課割合の原則に基づき実施をしております。所得割率の減額を実施すると、均等割、平等割率に偏重した賦課割合となり、更なる不公平が生じる状況にもなります。県下 41 保険者の中でも、本町は一人当たりの負担額が、最も安く最低に近い負担の状況にあり、その対応として可能な範囲で法定外繰り入れもして、維持をするために、国民健康保険の維持をするための努力をしておりますが、今後、医療費・拠出金等の負担の割合が予想される場合、増額の税率改正は、やむを得ないもの

と考えます。

2点目の、佐用町が作成している国保パンフについてのご質問でございますが、国保パンフレットは、厚生労働省の資料をもとに、民間の出版業者が作成したパンフレットを購入して配布をしております。このパンフレットは、国民健康保険制度の目的、国保のしくみ、各種の届出、保険税、病気やケガ、分娩または死亡に関する保険給付等、様々な制度の実情を勘案して、社会保障制度に則したパンフレットとして利用をいたしております。

3点目の、国保税が払えない世帯の対応についてのご質問でございますが、国民健康保険税は、世帯の加入人員、加入者の所得・資産税資料等に基づき、条例等で定めた医療費分・後期高齢者支援金分・介護分の各保険税率区分により算定した算定額を、各納期ごとに期割して、世帯主の方に納税通知書を送付をいたしております。保険税が払えない世帯の対応については、世帯の代表の方に、その世帯の生活状況等を聴取して、個々にその世帯の実情にあった分納等の納税相談を実施し、納入に努めていただいております。しかしながら、納税相談にも応じられない方や、納税誓約の不履行など、納税の意思が見られない場合は、預貯金、財産等の差し押さえの滞納処分も行っております。負担と給付の公平の原則に照らし、これは、やむを得ないものと判断をしております。資格証の発行状況は、平成23年5月末で、30世帯に交付をしております。18歳以下の子ども18人には6カ月の短期保険証を郵送をしております。差し押さえの状況は、平成22年度、不動産が14件、預貯金9件、所得税還付金7件、生命保険1件の計31件の差し押さえを行い、うち13件102万5,615円を換価、保険税に充当をいたしております。

4点目の減免制度についてのご質問でございますが、国保税条例の減免条項及び減免要綱の範囲内で実施をしており、町独自の減免等の支援策は、国保加入者以外に負担を強いることになり、困難と考えます。

5点目の、国保法第44条の実施要綱の策定状況についてのご質問でございますが、県下の一部負担金の減免要綱等の作成状況は、41保険者の中で要綱等を整備している保険者の数は、36市町の保険者が一部負担金等の減免要綱等を作成をしております。本町においては、今までに実態がないことから要綱等の策定は、作成しておりませんが、今後は県下他市町の状況を参考にしながら、取り組みについて検討を行っていきたいというふうに思います。

以上、この国民健康保険制度についてのご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、2問目、再質問、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） 国民健康保険制度の、まず1つ目の、国保税の負担が重いという、そういう住民の負担感があるんですけども、町の、その保険税、国保加入世帯の中の、その平均所得。国保に加入している方の平均所得というのは、どれぐらいになりますか。分かれば、まあ、事前の通告では、そういった細かい質問をしてないんですけど、分かればお示しいただきたい。

それから、所得で、200万以下の国保税の対象者の人数であるとか、所得300万以下とか、そういった所得の方の国保税の対象者というのは、どれぐらいになるのか。この点、まず1つ伺います。

議長（矢内作夫君） 住民課長。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） いろんなデータはあるんですけども、特に、そういう平均所得はどれぐらいかとか、200万以下、300万以下等の所得の平均というデータの的には、ちょっと持ち合わせがありません。まあ、国保の関係の世帯当たりの、1世帯当たりがどれぐらい払われてるとか、そういうことは分かるんですけども、実質的には、200万以下の方が何人、300万以下が何人とかいう、ちょっと、データは持ち合わせておりません。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） そういったものは困難なんですかね。従来から、ちょっと担当者に伺ったりもしたことあるんですけど、難しいことなんですか。その今の質問に対して答えられるような資料を出すということ自体について伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 担当者にも聞きますけども、そういう資料を今までにも出したことのないような、今、税務課長に聞きますと、ちょっとそういうのもないようでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） そしたら、国民健康保険なんかにかかわっているところのアンケートなどが、まあ、寄せられている中の数字で、加入世帯の所得割合が100万円から、100万円未満であるとか、その所得に応じて、人数を示すような、そういう資料を、私は、いただいた経過があるんですが、そういったものに対してお答えしていく時には、どういう、具体的に、どんなデータで、これは示されて答えられているのかというのが、ちょっと疑問が出たので、再度伺います。

議長（矢内作夫君） 分かりますか。今の質問。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） その個々の階層ごとの所得割が、この国保税の個人個人の、一人ひとりのその、計算上には当てはまってくるわけですけども、まあそれは、個々のデータ

を、そのままいただいて、まあ、個々に計算をしております。ということでまあ、そういう階層ごとの人数等、再度、もういっぺんあれで聞いてみますけれども、今のところ、そういう形では、出したように、私の方では、ちょっとないんですけども。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 佐用町の場合、その所得が、高額ではなくって、100 万未満であるとか、いわゆる 400 万以下の世帯が圧倒的な構成になっているというデータをいただいているので、そこらへんの実態が分かればと思ったんですが、まあ、それは後の課題ということで、改めて。

パンフの関係でお伺いしたいんですけど、先ほどのご回答では、厚生省の方から、モデル的なものを基にして、佐用町としてパンフを発行しているということなんですけれど、ここのパンフの一番最初に、国保とはという見出しで、書かれている中で、そのまあ、一番のポイントはですけど、この国保というのは、お互いが助け合っていこうという制度ですというのが、まあ、一番のメインというか、そういう制度ですよということを書かれているんですけど、この点について、現在の国保法の中では、この助け合いの、相互扶助の言葉はないんですけど、旧法の中で、こういうことは、前のね、昭和 13 年ですか、に作られた法律の中では、そういうことが、総合共済の制度だということが謳われているんですけど、現在の国保法では、社会保障及び国民保険のための制度として規定されているという、そういうものになっているんですけど、ここらへん等の兼ね合いで、国の方がモデルで出しているから、そのままという回答でしたけれど、不思議にいうか、それらについては、問題意識として持たれたことありませんか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） まあ、ここにも持っておるんですけども、そのように書かれています。

まあ、今も言われてましたように、旧法から書かれて、相互扶助共済から、今の第 1 条に社会保障に変わっております。まあ、中身的には、ここに社会保障と書いたらいいんですけども、まあ、このパンフレット、厚生省等が検認して編成して、一般の業者が作られておるんですけども、その中で、お互いに助け合っていこうということは、まあ、1つは国の補助、助成等、それから、町も一部法定外繰入とか、それから病院での一部負担、それから国保税、皆さんの被保険者の負担ということで、まあ、お互いにこう、それを社会保障しながら、助け合っていくという言葉自体で、まあ、ここの分かりやすく、そういう文言で書かれているということで、何らこう、そういう形では、同じ意味じゃないかなと、私の方では、解釈しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） 言葉の違いだけだということの認識だと言われるんですけども、国のまあ、制度として、その国保は、責任は国が負っているということなんですけれど、その財政支出そのものを、ドンドン削ってきて、その削った分は、結果的には保険者の税負担に返っていくという、そういう実態が今現在進行しているんです。それで、結果的に、税金が、国保が払えない世帯に対しては、その資格証の発行、差し押さえとか、先ほど具体的な数字が示されましたけれど、そういう実態になっているので、基礎自治体である、その町が、保険や福祉の課と連携しながら、保険証を交付しないというような、そういう実態を生み出さないものにしていかなければいけないと思うんですけど、先ほどの保険証の実態などを聞くと、保険証がない世帯が、事実上、佐用町の場合あるということなんです。その点は、どうなんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 保険証がないというのは。

〔平岡君「手元にない」と呼ぶ〕

住民課長（谷口行雄君） その資格証でですか。住所のある方でなしに。あの、資格証で、今、ここにも言いましたように、保険証のない方もあります。はっきり言って、その、納税相談とか、そんなんに誠意のない方に対して、資格証を発行はしております。まあ、そういう方に関しては、行ってない方も若干あると思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17 番（平岡きぬ糸君） まあ、国の方ではですね、先ほど、納税ができない世帯の中でも、子どものいる世帯に対しては、法律で、ちゃんと無条件で短期証を交付するとか、そういうような一定のこう、見直しがあるんですけど、この間されてはきていますけれども、大人でも、ちゃんと、無保険ではなくて、短期証を交付することの事務の連絡であるとか、それから失業した場合の国保の減免を、ちゃんと自治体として作りなさいというような、そういう連絡とか、それから、最後に質問している国保法 44 条の窓口負担の減免制度。これも通達が国の方から順次出されているんですけど、それらに対して、先ほどの回答では、36 市町で 44 条については、要綱を作成しているから、今、検討中だという回答があったかと思うんですけども、これは、いつ。通達はもう、2009 年ですから、2 年、3 年になりますか、ですよ。時間があるんですけど、この間、町としては、検討は今回初めてされるんですか。ちょっと、実施時期とか、そういうのも含めて 44 条の要綱作成についての見解を伺います。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 44条の策定状況見ますと、県下でも、今、言われましたように36市町村が作られています。まあ、要綱は作られてますけれども、まあ、個々の、その市町村が、それを、実態を、どうやられているかというんは、そこまでは、こちらの方も掴んでません。

まあ、担当者に聞きますと、やはり佐用町にも、そういう44条に該当される方。まあ、現在のところ、今までには、来られたことはないんですけども、潜在的に、そういう、これは、1つは、生活保護との一体的なものがありまして、生活保護以下の所得というような形で書かれています。まあ、そういう形で、ひょっとしたら、そういう生活保護の方にも、まあ、該当するんじゃないかということもありますけれども、潜在的な、その該当者としては、今までにも来られたこともなかったということで、あまりこう、44条の実施要綱につきましては、制定までは言ってませんでした。

まあ、今後、こういう形で、県下、大方の所が要綱を作られております。佐用町につきましては、未だ、災害要綱とか、その他の所得のない方の減免要綱はありますけれども、この44条につきましては、未だできていません。まあ、そういう面では、今後、こういうことが、県下の状況を見ながら、また、再度、検討の段階に入っていきたいと思います。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、そういう制度そのものについて、まあ、関係者、住民に対して、きちんと、その制度の内容をお知らせしていく、そして活用しやすいものになるように、よろしく願いして、2項目目の質問を終わります。

最後ですが、3つ目に、子育て支援として、

議長（矢内作夫君） 後、7分ですよ。はい。

17番（平岡きぬ糸君） 遊具の設置について質問を行います。

遊具の設置について基本的な考えを問うものですが、公園などの遊具が撤去され、早く元のように設置して欲しい。あるいは、おもしろ自転車が壊れた状態のまま放置されている。利用者があるので修繕して欲しいという声があります。町内の学校や保育園、公園など遊具の設置状況はどうなっているのか。また、それらについて、今後の対応についてお伺いいたします。

議長（矢内作夫君） はい、3問目、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） はい、それでは、3番目の子育て支援策の中で、遊具の設置についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、各小中学校の遊具、体育器具につきましては、平成19年7月から8月にかけて専門業者による一斉点検を行い、その際、危険な物については、その場で学校に使用停止を依頼し、使用不可といたしました。

翌年度に、詳細について専門業者に点検を依頼し、点検結果に基づき修理、改修を行っております。



主な修理といたしましては、支柱鉄部の割れについての肉盛と言われるような溶接の修理、ブランコのベアリング交換及び乗り板の交換、低鉄棒のシャフト固定等であり、改修といたしましては、ケガの危険性が最も高い衛星ジャングルジム、また、懸垂のシーソー、遊動円木、コンビネーション等の回転遊具や、経年変化による損傷が激しい物について、解体撤去も行いました。

また、小学校の遊具といたしましては、低鉄棒、ブランコ、滑り台、ジャングルジム、雲てい付はんと棒の5つを基本とした設置の整備を行っております。

中学校の遊具といたしましては、中鉄棒のみでございますが、高鉄棒、サッカー・ハンドゴール等の体育器具も同様の整備も行いました。

まあ、安全領域の確保といった面で、物理的に解消ができなかったものもでございますが、使用上問題のある遊具は全て改善され、安全・安心な環境整備を行ったところでございます。

また、維持管理といたしましては、毎月、学校教諭による施設の安全点検の中で管理を行い、危険があれば即座に対応するように努めております。

続いて、保育園での設置状況でございますが、12の保育園それぞれに遊具を複数個設置しております。遊具の種類は、保育園ごとにそれぞれ異なりますが、鉄棒やブランコ、すべり台などを設置しているところでございます。

遊具の点検は、平成19年度に専門業者に依頼して一斉に行っておりまして、点検結果に基づき、撤去あるいは計画的に改修を行ってきております。

また、維持管理といたしましては、保育士による毎月の点検を実施して、園児が安全に遊べるように努めております。

町内にある30の公園につきましては、ほとんどの公園に遊具が設置してあります。管理につきましては、町が直接管理しているもの。地元やシルバー人材センター等に委託しているもの等まちまちでございますが、担当課において年2回の点検を行い、その結果で不具合のある物については修理を行うか状態によっては撤去をいたしております。

お尋ねの、おもしろ自転車につきましては、三方里山公園に配備し、毎週の土曜日、日曜日と夏休みの期間には管理人を置いて自転車の貸し出しなどを行ってきております。自転車の配備数は24台で、うち利用が可能なものは17台でありまして、今年度に入り5台を修理するなど、点検と修理を行いながらご利用いただいておりますが、もう部品等が、もうなくて、修理が困難な7台については処分をいたします。

遊具は子どもにとって遊びの楽しみであり、冒険や挑戦の対象でもあるかと思えます。しかし、学校や保育園の管理下にある遊具と異なり、公園の遊具の殆どは子どもが自主的に利用する形態でありまして、安全面などからも、経年による修繕が必要な物については、修理を行って参りますが、使用不能の物や危険な物については、撤去することを基本と考えいかざるを得ないというふうに思っております。

以上、この問題につきましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡君。後、2分です。

17番（平岡きぬ糸君） 点検管理については、その平成19年に行われて、後、年2回ぐらい公園の場合、点検している状態だということなんですけれども、現実には、そのブランコのサビとか、そういう遊具の日常的な、ちょっとした手を入れることによって、長持ちするというか、そういうことが撤去に至らない状態になると思うんですけれども、その点につい

て、担当者というか、その遊具それぞれの、定期的な遊具の点検というか、台帳であるとか、管理の状態というのは、専門業者任せになっているんですか。それとも、町として、きちんとそういった点は、そこらへんの情報も得て管理がされているのかどうか。実際にちょっと、公園を回ったんですけど、町でできるような状態の物も、私は見受けましたし、三方里山の場合は、先ほどの回答では、部品がないとか、そういうことを言われましてたけれども、タイヤのパンクの交換で済む物もありました。現実、そういった点は、役場では、どこが、どのように対応するというか、行き届いた管理、維持がされているのか、その点、もう一度お願いします。

議長（矢内作夫君） 時間が来ました。

17番（平岡きぬ糸君） まあ、これだけ。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） 総務課長、ほな答弁だけ。簡潔にお願いします。

総務課長（坪内頼男君） 管理台帳ということですが、公園施設内、そういった管理台帳は、財政課の方で把握させていただいてます。ああ、財政室、総務課財政室で管理台帳を整備させていただいてます。その公園ごとの日常的な管理については、それぞれ担当課、所属課が定期的な点検をし、それによって不具合がある物については、適時修繕をするというような対応をしております。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。  
続いて、石堂 基君の発言を許可します。石堂君。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番議席、石堂です。

私は、今回、小中学校・保育園規模適正化推進計画について質問をさせていただきます。本年度はじめ、新聞紙上に、町内小中学校・保育園規模適正化計画が、公表されて以来、関係する保護者の方をはじめ多くの地域住民の方が、その内容に不安を募らせ関心を持っています。

6月以降、各校区での説明会や保護者会・PTAを対象とした説明会も進められていますが、まだまだ地域ごとでの理解や話し合いが十分な状況ではないと思います。そこで次の項目について伺います。

1点目、各校区毎での保護者会・PTAを対象とした説明会の開催状況及びその席上で主な質疑内容について説明をお願いします。

2点目、今後設置が予定されている学校規模適正化地区別懇談会とは、具体的にどのようなメンバーで構成され、いつの時点で設置されるのか。

3点目、適正化計画の策定にあたっては、保護者・PTA・学校教員の意識調査しか行われていませんが、各地域の、まあこれ、基幹施設という呼称が正しいのかどうか分からないんですけども、小学校の統廃合については地域住民の意向把握を丁寧に行う必要があると考えるがいかがですか。

4番目として、今回の計画推進と町行財政改革の関連について説明をお願いします。

以上、この場での質問とします。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長「教育長から」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） ああ、教育長。すいません。教育長。

〔教育長 勝山 剛君 答弁〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。それでは、石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。

小中学校・保育園規模適正化推進計画に関するご質問でございますが、佐用町教育振興基本計画につきましては、兵庫教育大学大学院の廣岡教授をはじめ、公募の3名を含み、小中学校長の代表2名、PTA連合会、それから保護者会代表2名、保育園・高等学校の代表、自治会連合会会長など、20名の委員の方に熱心に協議をいただき、昨年度策定をいただきました。

この基本計画は、重点目標、5番に、社会の変化に対応する学校・園をつくる。(1)として、学校・園規模適正化の推進として、次のように記載されております。

全国的な少子高齢化、核家族化の進行、人間関係の希薄化など様々な変化が急速に進んでいる。このような社会の変化は学校や子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を及ぼしているが、中でも佐用町においては子どもの極端な減少が課題となっている。平成25年度には町内小学校においては複式学級が5から7学級となる見込みであり、1学級10人以下の学級数も大幅に増加する。このように少人数化した学級では人間関係が固定化し、子どもの中に序列ができ、これをクラス替えによって是正する機会もない。また、体育・スポーツ活動の団体競技種目や音楽の合奏・合唱活動の展開は困難となる上、学校の活力や、子どもたちの集団としての高まりも得にくい状況である。よって、早急に学校・園の適正規模の検討を進めていく必要があるとしています。

こうした要請を受けて、庁内において適正規模検討のプロジェクトチームを立ち上げ策定したものが、佐用町全体の佐用町学校規模適正化推進計画（案）全体計画と佐用町立保育園規模適正化推進計画でございます。

その概要版や関係資料を全世帯に配布し、住民の皆様を対象として開催いたしましたものが6月の説明会でございます。

さらに、説明会において参加の少なかった、規模適正化に関係の深い子どもたちの保護者やPTA会員を対象に7月、8月に意見交換会を校区ごとに開催をさせていただきました。

説明会と同様に、意見交換会で出ましたご意見等を広報等に掲載するとともに、議員の皆様にもご紹介をさせていただきたいと考えております。

まず、1点目の各校区毎での保護者会・PTAを対象とした説明会の開催状況及びその席上での主な質疑についてのご質問について、先ほど申し上げました意見交換会として答弁させていただきますが、小学校区の意見交換会につきましては、現時点におきましては、10校区に対しまして11回をいたしました。保護者・PTA会員数623名に対しまして139名の方。一方、保育園につきましては、338名に対しまして183名というような参加の状況でございます。

意見の集約は、まだできておりませんが、先ほど申しましたように、後日、広報や議員

の皆様にお知らせさせていただきます。全体計画案の意見交換会でございますので、佐用町の児童生徒数の現状、今後の予測や児童生徒のためのより良い教育環境の整備の観点に立った適正化であることにつきましては、ほぼ、理解を得ているものと感じておるところです。主な意見、質問につきましては、通学方法や地域の活性化対策、また、その校区がいつ適正化が実施されるのかといった具体的なことについて関心が高い意見が多かったと受け止めております。

次に、2点目の今後設置が予定される学校規模適正化地区別懇談会とは、具体的にどのようなメンバーで構成され、いつの時点で設置されるのかとのご質問でございますが、校区毎に設置を予定しております懇談会の委員につきましては、現在のところ、自治会長・保護者・PTA会員など、20名程度を考えておりますが、各団体等のどの役員の方に委員となっただくかは、例えば、自治会連合会の役員様、保護者会の役員、PTAの役員の皆様方と十分協議して参りたいと考えております。

また、懇談会がいつの時点で設置されるかというご質問でございますが、規模適正化推進計画案全体計画にもお示ししておりますとおり、複式学級の解消を優先するとしておりますので、複式学級の設置がある小学校から順次、段階的に進めたいと考えているところ です。

3点目の適正化計画の策定にあたっては、保護者・PTA・学校教員の意識調査しか行われていないが、各地域の基幹施設である小学校の統廃合については地域住民の意向把握を丁寧に行う必要があると考えるのがいかかとのご質問でございますが、その地域にとって学校がなくなるということは、非常に大きな問題であります。今後、設置予定の懇談会において、校区における、より良い教育環境の実現に係る諸課題を協議していただく中で、統廃合の合意形成を図ってまいりたいと考えているところでございますので、ご理解と協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、4点目の、今回の計画推進と町行財政改革の関連についてのご質問でございますが、小中学校・保育園規模適正化推進計画につきましては、先ほども申しましたように、子どもたちにとって、より良い教育環境がどうあるべきかという教育上の観点と、子育て支援に係る保育サービスの充実の観点から規模適正化を推進しております。重ねてになりますが、子どもの教育環境の充実を第一に考えて進めておりますことを申し上げまして、この場からの答弁とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、石堂君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。

ちょっと、午後の質問時間を予定してましたもんで、まだ、十分な暖機運転ができておりません。ちょっと不明瞭な質問になるかと思いますが、厚意並びに誠意を持って回答いただきたいと思います。

まず、再質問で1点目なんですけども、各校区ごとの保護者、PTAを対象とした説明会。これ私、誤っておりました。意見交換会という呼称になるんですかね。の、開催結果について説明をいただいたわけなんですけども、まあ、参加状況の人数、数字的な報告があった上で、まあ、概ね理解を得ているというふうに教育長の発言があったんですが、若干これ、私は、異なっているかなというふうに思います。

で、再度確認なんですけども、例えば、小学校であれば、対象623名のうち139名の参加。保育所であれば、338名のうち183名ですね。で、事前のというんですか、まあ、こ

の推進計画に関する前提となる保護者、PTAのアンケート。ほぼこれは、100パーセントに近い状態での回収率になっていて、それぞれ関係者の方が答えられていると。で、それに基づいて、この計画を推進する説明会を、一度地域で持って、その後に各保護者会、あるいはPTAというふうに、個別の対象でもって意見交換会を案内して、この参加状況ですね。率直に、どう思われます。概ねの方が、例えば、小学校であれば、3分の1にも満たない。4分の1に充足するかしないかぐらいな人数しか集まってない中で、概ね計画の推進に当たって理解が得られているというのは、若干、私は、違うと思うのですが、再度教育長にお伺いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） おっしゃるとおりでありまして、非常に私もですね、地域の方々、また、保護者の方々のご出席について、もう少し率が上がるかと思っておりましたが、まあ、こういう状況でございます。まあ、その場の中でのことで、まあ、ほぼご理解いただいたかなと、そういう表現をさせていただきました。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

〔教育課長「すみません。ちょっと補足」と呼ぶ〕

〔石堂君「いや、いいです」と呼ぶ〕

1番（石堂 基君） 分かりました。私の聞き違いもあったのかも分かりません。

正直申し上げて、本当に、私も、この交換会の参加状況聞くまで、もう少し、参加者の人数というの、多いのかなというふうに想定をしていました。

で、まあ、実際にその、地元の校区であるとか、関係する校区で、この意見交換会の参加をしなかった方に、私、何人かこうお話を聞く機会がありました。

で、あの、全てがそうした意見とは言いませんけども、まあ、こういうふうな考え方、思いもあるというので、ご承知おきをいただきたいんですけども、高学年の保護者の方については、概ね、自分とこの学校区が実施に向かうのは、2年後。一番早期でも25年ですから、まあ、2年後だと。で、3年後、あるいは4年度の校区あるんですけども、そうなれば、ちょっと身近な問題として、まあ、考え辛い。ただ今度、そうなれば、中学校に該当してくる。まあ、中学校は止むを得んのか違うか。将来的にはみたいな。で、そういうようなので、ちょっとよう行かんかったんやというふうな話を、これ、1、2名の方じゃないんですよね。行かなかった方を対象に聞いたら、意外と、こういう声が多かったです。

で、やっぱりその、自分とこの子どもを中心にといい思いは、それは誰しも親、あると思うんですけども、やはり校区の学校が変わっていく形態を、実際に今その、利害関係ということはないんですけども、当事者である子ども、親のかかわりとして、一緒に協議をして、今後のその子どもとか、親のためにということで、もう少しこのあたりの、何言うんですかね、たくさんの意見が拾えるような取り組みというのが、僕、今後の中で必

要になってくるんじゃないかなと思うんです。でないと、この状況からすれば、ほぼ4分の1程度の参加者、関係者の方の同意を得て、直接関係者の方の中では話が進んでいくというふうになっちゃうのかなと思います。

で、それが、概ね教育長が感じているとおり、大半の方が、もう理解を得ているというふうな状況であればいいと思うんですが、万が一そうじゃない時に、やはり今度、具体的に協議をする懇談会に入った時に、各校区ごとの混乱を招いたりとか、あるいは計画推進に支障を来たしてくるというような事態も考えられるので、やはりこの参加状況。意見交換会への参加状況ですね、これについては、もう一度考え直して、少しでも多くの方に、情報を提供する。意見をいただく。そういう場の設定が必要じゃないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、貴重な意見ありがとうございます。

先ほど、私も答えさせていただきましたように、本当にあの、もっともってですね、大きなこの適正化の問題ですので、多くの方の意見を聞きたいというのは、私も同感であります。

で、今後、懇談会を、それぞれ立ち上げていく段取りをしているわけですがけれども、まあその中で、先ほども申しましたように、いろんな団体の方、また、保護者、PTA等々も参加していただくように、今、進めておるわけですが、そういう中で、意見が出た中でですね、また、それぞれの、PTAならPTAの組織。保護者会なら保護者会の組織、そういう所へ持ち帰っていただきましてですね、意見を十分こう吸い上げていく。そういう方法も考えられるのではないかなと思っていますところ。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） ちょっとあと、先ほどの私の発言の中で、この意見交換会に参加をしていなかった、概ね小学校の高学年の保護者の方というふうに申しあげましたけれども、まあこれは、ごく一部と言いますか、一例で挙げました。全ての高学年の、例えば保護者の方が、そういうふうな意向であるとか、無関心であるとかと、そういうふうな意図ではありませんので、くれぐれも誤解がないようにしていただきたいと思います。

関連してなんですけども、今年の11月か12月だったと思うんですが、この保護者なり教職員を対象にした計画の方のアンケートを実施するに当たって、私、教育長に申しあげたことは、直接対象者の今の保育園の関係、それから小学校の関係、中学校の関係者だけではなく、各地域の若年者ですね、要は、保育所入所前のゼロ歳児、あるいは1歳児、あるいは未だ子どもはいないけど結婚しているとか、もっと若年者でもいいと思うんですけれども、そのあたりの、やっぱり意識調査、意向調査も必要じゃないですか。やって欲しいというふうに、アンケート実施前に意見したと思うんですけれども、これは実際、実施をされていません。ここの辺りの声というの、私は必要じゃないかな。意識調査というのは必要じゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まあ、この意見交換会の時ですね、保育園の意見交換、また、小学校での意見交換、その時に、できるだけ、そういう、今、議員がおっしゃいました方々もですね、声を掛けて参加していただくように配慮はしたつもりであります。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 残念ながら、複式学級に該当するような学校区の中の地域ですから、非常に、そういうゼロ歳児、1歳児、2歳児というのは、人数が少のうございます。関係する保護者も少のうございます。

で、そうした中で声を掛け合っというというのは、なかなか普段から、そういう保育園、小学校に行っていない親の連携というのは、まあ、ママプラザなんかの連携はありますけども、逆に、まだまだ十分なものではありません。だから、そこで声を掛け合っというふうな期待感は、非常に外れだと思えます。

逆に言えば、まあ、ある程度の住民状況、世帯状況が分かるわけですから、そこからピックアップして行って、まあ無作為で何件かやるとか、全体をやるとか、そういうふうな意識調査の方が、私は効果があるし重要だと思います。

あの、まあ、これも1つの例で聞いていただいたらいいんですけども、私は、世帯の中に、3歳の子ども、3歳になろうとする子どもがいます。で、その親は、どこからともなく、やはりまあ、広報なんかを見てですけども、この問題に非常に関心があります。母親は。で、まあ、直接まだ、話はしませんが、やはりその、こういうふうな計画の推進について、どちらかと言えば、肯定的な立場で、早く一緒になれば、まあ、送り迎えについても、自分らが責任持つてするから大丈夫よみたいな話なんですよ。

でも、そうした、その意識、あるいは意向ですね。あるいはその、こうして欲しいなという要望なんかも、実際には、統廃合になる時期に、その関係者になるであろう、その人達、住民ですね、が、今、声を出せないわけですよ。で、そういう場合は、僕は、必要だと思うんですよ。

2年後には、もう、必ず、今、もう後、あっすいません。失礼しました。もう3歳になってました。3歳ですから、もう2年後、3年後には、小学校。来年には、保育園というふうになってくる。ほなら、実際に、そういうふうな、施設が移行していこうとするのに、その運営なり、変更していく体制の中で、広く住民の方から意見を集約して、検討して進めていきますと言いながら、直接該当者の親なりの意向というのは、今、どこにも出さ場がないんですよ。だから、そのあたりは、これ、何らかの機会ですね、先ほどの意見交換会じゃないですけども、必要があるんじゃないかなと思うし、是非やって欲しいと思うんですが、そのあたりは、いかがですか。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほども申しましたように、今後ですね、懇談会の中で、いろんな  
まあ意見が出て来るだろうと思います。先ほど申された。もっともっと、いろんな方から、  
意見を聞くべきではないかというようなことも出てくる可能性があると思います。そうい  
う中でですね、対処して参りたいと思っております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） それでは、2点目ですけれども、今後、計画されていく地区別懇談  
会の設置についてお伺いをします。

で、具体的なメンバーの選定については、自治会の役員、あるいは保護者会、PTA等々  
で、20名程度を想定するという事なんですけれども、まあ、実際には、その人間を誰が  
選定するのか。いつの時期に選定をするのかという、もう少し踏み込んだ形と言うんです  
か、具体的にお聞かせをいただきたいんですが、例えば今、推進計画の中で、一番早期の  
着手になれば、もうこの23年度。今現在進行している23年度が、この懇談会の設置期間  
ですよ。で、この懇談会で、概ね協議が整えば、次に協議会を立ち上げて24年度、協  
議会の中で細かな協議を、まあ、要は、新しい校区の中での協議ということになりますわ  
ね。となれば、もう、この10月を迎えようとする時期に、6月に説明会、7月に意見交  
換会をやって、もう9月が来ているわけですよ。地域に対するアプローチというんです  
か、これが説明会以降、全くないわけですよ。ああ、確かに、先ほど言われたように、  
保護者会とかPTA会に対しては、意見交換会を持たれていますけれども、本来地域の主  
体である、これが協議会になるのか、自治会長会になるのか、私は、そのへんの行政の判  
断が、どちらをされるのか分かりませんが、そこに対する働きかけというのが、ま  
あ、どういうふうにしましょうとか、懇談会、こういうふうメンバー構成したいんです  
けれども、いつの時期にとか、というふうなのを、今の段階でやっておかないと、これ本当  
に推進計画どおり計画を推進する気持ちがあるんですか。

もうこれ、メンバー決めるだけで1、2カ月かかりますよ。で、それから、3カ月、4  
カ月の懇談会の協議で、次の協議会設立、24年度と。僕は、物理的に無理な可能性がある  
し、仮にやろうとするのであれば、押し込みにはしかならないと思うんですけども、そのあ  
たりの時期的なものについて、教育長、どう思われてます。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 確かに、期間がですね、非常に切羽詰まっていると言いますか、こ  
の計画どおりいこうとするならば、非常にこう、無理があります。現在のところ、自治会  
長会の役員さんですね。また、PTAの、PTA連合会。後、保護者会等々にですね、ま  
あ、こういう形で懇談会を組織していきたいという話をしながらですね、メンバーを要請  
していきたいと、そのように考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。



1番(石堂 基君) 考えは、当然、ここの資料なり事前の考え方で示されているんですから、ただもう、タイミングがね、相当遅れていると思うんですよ。

で、これ地域においての声です。で、まあ、その順序が、じゃあ町内全域、同じように用意ドンで始まるのかと言えば、それは違いまして、先ほど、答弁の中にあっただように、まあ、優先地域というふうに教育長おっしゃられましたが、決して優先されているとは思いませんけれども、当然、計画の中には具体的な数字が示されていて、どこの校区から入っていくのかというのは、これはもう周知の事実だと思うんですよ。そうした時に、そのこの該当の自治会の役員であるとか、協議会の役員からすれば、6月に説明に来たけども、それから以降、どういうふうになっていくのか。自治会長会で、全体の流れの計画は聞いたけども、誰がどういうふうに懇談会のメンバー決めて、誰に相談して決めて、誰が了解してというのは、まあ、誰もやりたくないと思うんですけれども、いずれはやらなければいけないことですから、皆、手ぐすね引いて待っているとは言いません。ただね、本当にこの適正化計画。町内全域に広げて7年間掛けてやろうとするならば、一番最初の初年度の取っ掛かりをちゃんとやっておかないと、後々、別の校区に行った時に、またそろ同じことの繰り返しになると思うんですよ。それから考えれば、もっと丁寧に、慎重にやっていく必要がある。今でも、昨日、町民体育祭の時に、関係者の方にお話を聞きました。何か、相談あった。何も無い。どうなるんやろな。ということですよ。

でね、関心はあるんですよ、皆。是非は別にしてね。ただ、やらなければいけないという責任感もある。後はもう、どういうふうに行政の方、まあ、教育委員会の方の立場かどうか分かりませんが、働きかけていくか、丁寧に。そこだろうと思うので、そこちょっと慎重にね、早急にやっていかないと。

まあ、逆に、今度、投げかけたは、向こうが、いや、もう暫く待ってくれという話になるかも分かりませんが、でも、それについても、やっぱり計画の着手ですからね、これはやっていかないといけないかなと思いますので、よろしくお話をしたいと思いません。

それと、まず、今後の具体的な予定として、その優先地域を想定して、どういうふうに進められます。この懇談会の設置、メンバーの選定について。その、今、手持ちの具体的な見通しについて説明してください。

〔教育課長 挙手〕

議長(矢内作夫君) はい、教育課長。

教育課長(坂本博美君) すいません。そしたら、今、先ほど、議員さんが言われたように、相談は、かけていく段階の中で、まずは自治会長さんに関しましては、正副会長。それから、PTAの役員さんに関しては、連合の役員さんという形で、今、こちらから、地域で、こういうメンバーでどうでしょうかねという相談をさせていただいております。で、それを掛けながら、今後、自治会長会も当然あるんですけれども、まず、目標としているのは、11月の、できれば末ぐらいに、懇談会が設置できればと考えておりますけれども、その前に、校区単位に、校区と地域、それぞれ旧4地域ですね、そこで全部の懇談会のメンバーをお願いすると思われるメンバーの方を集めてですね、地域単位の推進会議というようなものを持って、地域ごとに全校区説明して、その中で、順番に、まずは、この校区から懇談会を立ち上げましょうという説明をさせていただきたいなということを考えております。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） この地域単位の推進会議というのは、この資料の中のどこになってくるんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） それはですね、推進上、メンバーは確定はしていないんですけれども、今考えているのは、懇談会を、それぞれ校区単位に、一応立ち上げます。その懇談会のメンバーのね、中からですね、抽選というか出していただいて、その中で、地域全体。例えば、佐用で言ったら佐用の地域全体でね、1 本でね、その懇談会の設置のスケジュールや進め方の説明会を、まず、懇談会のメンバーが確定した段階で、地域ごとにさせていただきたいなということを考えています。

それは、旧町の地域単位での連絡調整をしたり、それから町全体の連絡調整。今後ね、そういうことにも関係してくるんで、新たに組織を作るとのことじゃなしに、懇談会のメンバーの中から、そういう役割をもって、委員さんを出していただきたいなということをお願いしたいと思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 今後の全体スケジュールの中には、全く、そういうことがふれられてないものを、急に何か説明、今、答弁で聞いてあれするんですけども。1 つ心配なのは、結局、地域単位での推進会議というものを構成しようとするれば、例えば、上月であれば、幕山、上月、久崎、それぞれの懇談会が設立しないと、この推進会議なりというのは、前へ行かないわけですよ。となれば、その、さっき、教育長が配慮していただいている優先地域は、こういうふうな意識ですけども、意外と他の地域、これは別に上月地区だけに限らずですね、佐用あるいは三日月、南光にして、優先地域じゃない地域にすれば、なかなか懇談会の設置というのは、事が前へ進まないんじゃないかなと思うんです。そうした時に、この推進会議の設立を待って、また、後の計画を話し進めていきますというようなことを言っていたら、これ直ぐ、正月明けちゃいますよ。

それと全く別に地域懇談会は進めていくんですというスタンスなんですか。

〔教育課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） 懇談会は、懇談会で進めていきながら、地域でですね、今後の全体に、例えば、三日月地域は今、予定していませんね。その時に、三日月地域の方も、町全体のスケジュールとして、同じ時期に説明させていただきたいと。こう思ってます。

だから、懇談会を設置するのは、また、設置スケジュールを説明しますけども、同時に、いっぺんにね、全校区が懇談会を立ち上げるということではないんでね。全体にでも説明する必要があるだろうということで、それを統一していきたいと考えてます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） ちょっと全体像が見えないので言えないんですけど、特に、計画の推進にね、必要な、地区別の懇談会の設置については、早期にやる必要があるんじゃないかなということを申し上げておきます。

で、更に、新たに出てきた、この地域単位での推進会議ですか、これ、どういうふうな形で運営されてつくりとされているのか、ちょっと今の説明だけでは、はっきりは分からないんですけども、意外と、そういうふうな、その何か、枠作りばかりに拘って時間を浪費するんじゃないしに、速やかな取り組みというものを望むわけです。

で、関連して、3 番目の再質問なんですけども、これまあ、再質問というよりも要望なんですけど、この地区別懇談会がどういう形にしてもできた時に、例えばその、地区別懇談会にしても地域全体の意向というのは、なかなか十分に把握しきれない。例えば、各自治会に持ち帰って話を返してきてとかというふうな難しい場合が想定されます。で、そうした時にこう、一番地域の状況なり、あるいは、その推進、適正化計画の推進の良否を、地区としてね、判断する材料として、例えば、アンケートであるとか、意識調査であるとかというものを懇談会でやりたいと。まあ、そういうふうなことの意見が、仮に出てきた場合ですね、そうしたものに対する協力なりというのは、当然、やっていただけるわけですかね。それについて、お答え下さい。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まああの、先ほど来、言っておりますように、まあ、懇談会の中です、最終的には合意形成を図っていただきたいという考えを持っておりますけれども、その中で、いろんな課題、問題、多々出て来ると思います。そういう中で、今、議員がおっしゃいましたように、意思の、どういう意思を持っておられるのか、考えを持っておられるのか、そういう集約の方法ですね、これについても懇談会の中で、議論されればですね、皆さんの同意をもって考えていただいたらと、そのように、考えているところです。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） それでは、行財政改革との関連について、再質問をさせていただきます。

先ほどの、教育長の答弁でいけば、今回の計画については、より良い教育観点からのみで、実施をしておるといふ答弁だったんですけども、これに関して財政担当の方は、何か、追加して答弁されることはありませんか。

〔「総務課長」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） 総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まあ、行革、ご存知のように、行革の大綱の中に、この保育園、それから小中学校の、その施設の整備という項目で挙げさせていただいてます。行革というのは、まあ、経費の削減とか、まあ、そういうことだけを目的とするものではなく、やっぱり行革は、行政の目的としての、そういう効率性だけではない、そのサービスの質というんですか、そういうものもやっぱり、行革で取り組むべきものだと思います。

まあ、そういう中で、この学校の施設の統合というのは、1つは、大きくは、教育長言われてますように、教育環境を整備するということですので、行革の中でも、そういった扱いで、位置付けをさせて取り組んでおります。はい。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 施設整備について、示されているというのは承知をするんですけども、まあ、この18年の12月に策定をされた集中改革プランの中に、当然のことながら、先ほど説明があったものですね、学校教育施設等の見直しということで、小中学校ですね、これについて10小学校、5中学校、統合検討、施設整備検討ということで、19年度から21年度までになっているわけですね。

で、当然のことながら、ここで検討された内容についてのまとめというのは、これ、どっかで出されなければいけないですよ。私は、そのことを聞いているんです。

このプランについたら、18年から21年までの実施で、まあ、その検証。この計画の見直しは、当然されるんですけども、進行管理についても、これ検証を行って、実施成果なりは、これ、公表しなければいけないというふうになってますよね。で、その公表内容について、先ほど、総務課長説明された。これ14ページですか、プランの中の。19年度から21年度まで検討された、これ担当部局は、教育委員会になってますけども、この内容について。というのが、今出ている推進計画というのが、18年度の教育基本法の改正を元に着手しましたというふうな説明で、ずっと来られているわけですよ。それプラス、町でも、町の行財政計画の中から、こういうふうな検討を加えましたと。それ、当然財政的なことがあってもいいと思うんですよ。子どもの教育の観点、観点って、きれいごとという言葉は、ちょっと適切じゃないかも分かりませんが、それを全面に出すんやなしに、町は、合併後こういう行財政計画のプランを持って検討した結果、財政面でも、こういう見直しが必要なんですよというふうなことを、これ検討していて当たり前だと思うんです。それを全くしてないというのは、逆に僕から言えばおかしいと思うんですよ。

だから、もう一度聞きますけども、このプランの中で、どういうふうな検討がされて、その検討結果が、今回の推進計画と結びつくのか、それについて、お答えをいただきたいと思います。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） その行財政計画、改革の推進計画の、その成果というんですか、目標、その評価、検証、これにつきましては、この学校の施設の整備だけではなく、全ての項目においてのことを、言えると思います。

まあ、これにつきましては、計画期間が、この全行革の目標の年度はまあ、21年度末ということで定めています。本来でしたら、22年度に新たにその、21年度までの、行革の成果を検証して、で、新たな計画、ローリングをしていくというのが、本来の（聴取不能）ですけども、これはまあ、誠に申し訳ない話なんですけども、災害の中で、1年、その作業は、まあ、停滞しました。今現在、その、この新たな行革の見直しと作業を、今、進めさせていただいています。まあ、大方、この、そういった全ての面についての、その今までの、その行革項目の、その評価と、それから新たに、これから取り組む、もう年度が、これから言いますと、22から始まって、もう2年が経過しているというような、こういう実態ではあるんですけれども、今、鋭意、その作業に取り掛かっております。

そういう中で、学校施設につきましても、今、その行革の視点で、こういった計画が進む中で、行財政、まあ、財政面に、どういった、その影響というんですか、反映。それにつきましても、やはり、財政部局としては、非常に大きな項目でありますので、それらについても検討を加えているというようなことが、今の状況です。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） 私ね、なぜ、こんなことを、と言うのか、ここの行革プランまで出していうかということ、教育委員会が、ずっと主体となって各地域を回って説明会をされる中で、その行財政のことに触れずに、教育の観点からというのは、これはやっぱり実施に向けていったらね、無理があると思うし、ちょっと住民意識と遊離している部分があるんじゃないかなと思うんです。で、あの、まあ、この行革プランの関係で、今、再質問しているんで、これから言えば、当然、その合併後、少なくとも町長なり総務課長がいながら、学校の統廃合について、ここの行革プランの中に、施設の整備というのは、何回も言われるんで省きますけれども、その統合も検討するというふうに掲げながら、財政的な部分で検討されていないということは、僕はないと思うんですよね。

で、ましてや合併後、これ合併前からだと思うんですけれども、やっぱり教育総務費を中心に、その予算が、もう毎年度、本当に圧縮された中で、各学校が努力をして運営をされていく状況というのは、決算の状況を見れば分かりますよね。で、もう、予算の策定に当たっても大変だと思うんですけれども、その、これもしかしたら、そろそろ学校運営のランニングコストにまで手を突っ込まへんかったら、何か、予算が組めんのん違うみたいな、何か、そういう思いも、個人的にはあるんですけれども、ないないというふうに言われますが、まあ、それは別としてね、実際に財政状況を、このまま維持していくことと、それから、学校を、そのまま維持していくことで、どれだけの経費的な負担があって、逆に、それを統合することによって、その経費が、これだけ浮くんやというんじゃないしにね、それだけ充実した、例えばその、今、施設整備としたら、各学校区の耐震化なんかも

含めて、非常に充足しているわけですね。だから、その統廃合によって、1つは学級の、複式学級の解消に努めた後には、こういうふうな形での財政運営ができますよ。そういうふうな、やっていく中でも必要なんですという部分は、僕は、話の中に必要だと思うんですよ。あえて、その、触れないで、話さないで進めていくことの方が、逆に住民からすれば、違和感があるんじゃないかなと思うんですけども、そのあたり町長、いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、町行政全体ですね、やっぱし中で、今、言われるように、教育だけが、全く、その行政の中から別であるということではない。やっぱし、これは、教育も、町の、行政全体の中での1つの大きな、また、仕事、事業であるという点から見てもですね、これはもう、全てに関係してきております。

まだ、まず今、最初ですね、今の学校適正化、まあ、教育の、この基本方針を出してですね、規模適正化、これについては、教育的な観点から、まず入って、皆さんに、まず、その必要性をよく理解をしていただく。このことから説明会に入っております。当然、今後ですね、懇談会に入り、そして、具体的なやっぱし、この事業、統合なりを行っていく上ではですね、これは、当然、町全体の行政として、教育的な観点プラス、いろんな財政面からのお話、また、地域のいろんな地域課題、まあ、こういう点からも一緒に話していかなければならないということであります。

で、ただ、今、行革との関係はどうかという話なんですけれども、まあ、佐用町といたしまして、合併後、教育予算につきまして、今、非常に圧縮してですね、全くまあ、教育予算が減額されているようにお話されましたけれども、まああの、学校設備等に含めてですね、まあこれ耐震化もありましたけれども、大規模改造。これはあの、町として、最優先で、この合併後取り組んで参りました。ですから、学校施設についてはですね、一応、これ、相当の予算を投入してですね、整備が完了。当面の整備は完了したということになります。

そして、学校統合についてはですね、これまで、決してその、予算の削減とか行革で、経費の削減を行うという対象では、当然ありませんし、また、実態としてですね、統合することによって、逆に、町としての財政負担というのは、私は、大きくなる点が、非常に多いということ。これは、以前の、行いました利神小学校の統合においてもですね、そういうことを感じておりますので、やはり交付税においても、学校数が減れば、当然大きく交付税も削減されます。逆に、通学問題等、通学バス等が必要であるということになれば、そういう経費が非常に増えます。ただ、学校についても、既に、整備もですね、一応、今、終わった段階においては、将来においてはですね、学校数が減れば、町の経費も削減できる部分もあると思いますけども、そういう意味で、総務課長が申しましたようにね、やはり、行革というのは、決して経費の削減だけを目的にはしてない。やはり、行政サービスの質の高いものを、いかに効率良く行っていくか、こういう観点から進めていくことだと思っていますし、特に、教育は、その上において、子ども達の教育という、1つの大きな、また、目的、このことを最優先に考えていこうということでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） 行財政計画と統廃合が、あまりにも何か、ストレートに繋がらないというふうな町長答弁ですし、総務課長も、先ほど、そう言われたと思いますが、これあの、プランの中で、見直しの内容、目標について、明らかに書いているわけですよ。お手元に、課長これ、お持ちですかね。子ども達が、集団の中で、多様な対人関係を築き、豊かな学力とたくましい心身を育成するために、適正規模の学校教育施設を目指し統合を検討しますって、これ、教育委員会が検討する以前から、行革プランの中で挙げておるわけですよ。だから、ここで挙げて、それなりに、この検討を、19年から始めとんだったら、その成果も当然、行政サイドとしてあるでしょうと。だから、教育委員会が推進していく中で、その検討経過も含めてやっていくべきでしょうというふうに、私は言っているんで、別に明らかにしなさい。隠しなさいとかじゃなしに、あくまで教育委員会が、教育基本法の改正に基づいて、振興計画を作って、協議してもらった結果、適正化が大事なんですというふうな進め方は、少し何か、ちょっと無理がある。

まあ、町としても合併後、この行革のプランの中で、検討をしていって、財政的な部分なのか、施設的な部分なのかは別にしてね、その検討結果も踏まえて、この計画推進に当たっているんです。計画にいらっているんですというふうな事実を元に説明をしていかないと、ちょっと今のまま、複式学級の解消を、第一課題、優先課題にしてというのは、これは地域にすれば、いつかの段階でね、無理な形が出てくるんじゃないか。話し合いをしていると。というふうに私は思うんですけども、いかがですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） 実際に、その説明会、私も出席させていただきましたけども、そういった視点でのご質問も、その会場で、何点か出ました。

その中では、今、町長がお話になったような視点の話を出させていただいています。

まあ、実際の、その施設の統合とか、そういった面での、その財政に与える影響。これはもう当然、今後、その財政運営する上では、町としても見通しを立てる中で、そういった整理は必要ですけども、ただ、町長お話になったように、その学校の施設の関連の経費だけじゃなしに、学校のこと、教育環境を整備するという中に、これから考えなければいけないたくさんの要素があります。特に、その、学校の施設の跡地の利用とか、そういう物を活用した地域振興とか、まあ、そういうことも、やはり財政的には考えていかなければいけないという大きな要素だというように認識しておりますので、今後、そういった面で、お話できる機会があれば、また、そういう資料も提供するようなことも、これから準備を進めていきたいというふうには考えてます。

〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1 番（石堂 基君） まあ、正直申し上げて、関係住民の方の方が、そういう意味では、やっぱりその、何言うんですかね、明瞭な資料なり、明瞭な数字というものをやっぱり見る方が、理解しやすい。特にその、直接的に子ども達を抱えていないと言え、少し誤解があったら困るんですけども、地域住民、一般としてね、学校がなくなるのは、非常に

寂しい。抒情的な部分も含めて、あるいはその、これから地域の中で、いろんな取り組みをするにしても、学校施設という部分がなくなっちゃうと、そこでの人のまとめ、集まりがなくなっちゃうというふうな思いもあります。

で、そうした時に、やっぱり行政が合併後、いろんな行財政の関係で、まあ苦労し、努力をしている成果というもの。ああ、成果というものじゃなしに、にも係わらず、やっぱり今後、合併特例債等の期限が来れば、こういうふうな形になりますとか、あるいは今回の統廃合によって、まあ、暫くの間は、その運営、移行期間の間に、これだけの財政負担、この程度の財政負担掛かりますけれども、将来的には、これぐらいの経費というんですか、その効果が得られるとかという部分までは、僕は、出していいと思うんですよね。決して、それが目的とするわけじゃないんですから。ただ、当然これだけの適正化、統廃合をやると、財政負担の増減というのが出てくるわけですから、それについても住民の方に理解をしていただくというのは、これは極々当たり前でしょうし、逆に、最短で、もう来年から地区の協議に入ろうとするとここであれば、具体的に、スクールバスどうしてくれるんや。放課後の学童保育どうしてくれるんや。延長保育どうしてくれるんやと言った時に、それらに必要な経費というものは、あらかじめ出していって、それができるかできないかというようなことを、その協議会の中で、対応していかなければいけないわけですから、その辺の協議というのは、財政的な面で、当然、僕はされているもんだと思うし、やる必要があると思うんですけれども、それは是非、お願いをしたいなというふうに思います。

で、あの、最後になったんですけども、十分には、この項目については、事前の通告の中にはないんですが、この、説明会の資料というんですか、概ね、全ての物が網羅されている内容なんですけど、これ、文節から言えば、先ほどから、ずっと質問の中でも言っているように、この教育基本法の改正。まあ、これに基づいてということから始まっています。

で、具体的にというのは、若干難しいかも分からないんですが、教育基本法の、どの改正点から県の教育振興計画。それから町の振興計画は、こういうふうになってます。その中での適正化の推進です。このことについて、ちょっとこの資料だけ見れば、教育基本法が改正になって、それに基づいてという表現だけになってます。具体的な流れとして、教育基本法の、ここの部分が変わって、それに伴って、それを参酌してというふうに書いてありますけれども、県が、教育振興計画、こういうふうにして直しましたと。で、その県の教育振興計画の変更に伴って、まあ、伴うか、あるいはその、参酌するかは別にして、町の振興計画を、こういうふうにして、今の振興計画ができましたという、その部分ですね。で、特に、この適正化の部分だけについて、どの項目の流れがおっているのか、その点だけ、教育長、答弁お願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） ちょっと手元に、整理した物持っておりませんが、まずまあ、教育の基本計画が変わりましたけれども、理念は変わっておりません。生きる力を培うということで、県の教育委員会につきましても、そういう方向で来ております。

佐用の教育振興基本計画につきましても、夢ある教育、こころ豊かな人づくり。その中には、生きる力をはぐくむ。知的だけではなくって、まあ、全人的な教育を進めていくと。そういう中で、もっともっと子ども達は、大きな集団の中で、生活していくことが、全体的に見て、いい教育環境であると。まあ、そういう認識の下に進めているということでござます。



〔石堂君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、石堂君。

1番（石堂 基君） あの、今日は、時間がないので、それとまた、事前に通告をしていませんので、意見だけに留めたいと思うんですが、今、教育委員会が説明をされているこの資料でいって、まあ体系的に説明会の冒頭から、この資料を目にして話を聞くと、教育基本法の改正があって、その必然に伴って、町の教育振興計画について見直し行って、この推進計画を作成しましたというふうに聞こえてきますし、そういうふうな説明をされました。

で、あの、改めて、教育基本法の改正を、まあ、縷々、私も、全部が承知をしているわけじゃないんですけども、主だった改正について、ずっとこう、資料を読みました。で、その中に、明らかに、例えば、少子高齢化という課題は出てきます。これは、ただ、その、小規模校だとか、あるいは適正規模にきなさいと。施設をね。そういうふうなことも出てきません。これは、枠組みとして、一番上位の法律ですから、もっと大きな枠組みで、例えば、それをずっと下にいって、施行規則とか附則なんかで、何か書いてあるんかも分からないんですけども、概ね、今回の教育基本法の中の改正点、主だったところを言えば、やっぱり、その、新たに、例えばその、生涯学習という項目が、何条だったっけ。ええっと、第3条ですね、に、生涯学習の理念。これは全く新設されたものですよね。これまでになかった。

であるとか、第10条。これも新設ですよ。家庭教育の項目が入っています。で、これには、父母の、保護者の責任だけじゃなしに、国や地方公共団体なんかの責任。まあ、施策を講じなさいという責任も明確になっています。

で、それから、第13条。これも新設です。学校、家庭及び地域住民等、相互の連携協力。僕は、この新設になったまあ、今、3つを言ったんですけども、この3つが、今回の基本法の改正の大きなポイントだと思うんですね。で、これからすれば、どうしても地域から小学校がなくなって、子ども達が、遠くの小学校に行かなければいけない。地域で、地域でというんか、小学校ありの地域でね、子ども達を見守っていくというふうなことは、かけ離れた、この適正化計画になっていると思うんですよ。

で、まあ、当然のことながら、この今回の改正で、その教育振興基本計画というものを、要は、地方公共団体。県にしても市町村にしても定めなさいというふうになっています。で、その定めがある中で、私は、県の振興計画も見させていただきました。

で、県が出している教育基本計画。これは、ひょうご教育創造プランというやつですけども、この重点目標についても、6項目あります。で、まあ、細かには、全部冊子になっているやつを、よう手元に取り寄せなかったんですけども、省略をしますが、現状と課題の部分では、確かに、少子高齢化の進展ということが出てきます。ただ、社会情勢の変化、あるいは、これまで取り組んできた教育の成果と課題という項目に至っても、その適正化に結びつくような課題の表現はありません。ないと思います。私は。

で、当然のことながら、今度、今後展開されるであろう教育施策の重点目標、これ6つありますけども、その中でも、そういう項目は、一切ありません。

で、更に言えば、この6つの項目の中に、例えば3つ目ですね、子どもたちの学びを支えるため、学校・家庭・地域が一体となって取り組みます。これ、基本理念実現のための教育施策の重点目標です。要は、町も5の重点目標掲げてますけども、県も同じように重点目標上げています。そのうちの1つがこれですね。

それから、4つ目で、子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます。これ4つ目です。

で、ちょっと1つ飛ばしますけども、6番目として、県民だれもが生きがいをもって地域社会に参画する生涯学習社会づくりを推進します。

このね、県の教育基本計画、この重点目標というのは、概ね、この教育基本法の改正。先ほど言いましたね、新設された3点、4点。これらを踏襲した形で、新たな重点目標を掲げて、それに必要な具体的な項目が、目指すべき方向として挙がっているわけですね。で、こうこう流れが来るんですけども、実は、県からここに、直接来なくてもいいんですけども、こうパッと見た時に、確かに5つの重点目標の重点目標4までは、もうほぼ、まあ、教育基本法の改正、それから、生涯学習なんかも含めた県の重点施策、それを網羅する。あるいは細部にわたって市町として補完する計画になっています。ところが、この重点目標の5番だけは、上の振興計画にないのに、新たに来て、で、まあ、重点目標に係わる施策としても、項目としては、極々長く書けない。とにかく適正化の推進としか書けない。やっぱり、これはね、いや、このことをわざとらしく、それを挙げたらあかんとかじゃないんです。僕は、その、今回の推進計画、適正化計画の推進に当たっても、やっぱりこの教育基本法なりで、新たに新設されている、今の社会状況の変化に対応するための生涯学習であるとか、あるいは社会教育も新たに新設、挙がっています。それから、各地域での教育環境、家庭での教育環境、まあ、そういうようなものも絡めてね、やる必要があるんですよって説明が必要だと思うんですよ。

本当に、重点目標に係わる施策として、たくさんいいことがある中でも、ことさら説明会に行ったら、この統合、適正化の部分だけを前出しする。これは何かこう、聞いている側、住民からしても拒絶反応が起きやしないかと、そのことが非常に心配なんです。

だから、同じ教育基本法の改正を基にして、こういうふうな町の教育振興計画を作りましたと言うのであれば、やっぱりもう少し大枠から、丁寧な説明が必要かなというふうに思います。

で、あの、最後になりましたけれども、もう少しだけ状況として聞いていただきたいんですが、例えば、優先地域に当たる小学校においては、もう13、14年前から複式学級があります。これは、他の学校区について、私、十分承知してないんですけども。で、そういう、一番最初に複式学級、導入になった時に、それは、教育委員会。学校の校長先生をはじめ、教育委員会の方に協力していただいて、本当に良くしてもらったんやという親が大半でした。で、同じような体制で、ずっと13年間。13年ぐらいだったと思うんですけども、13年前ぐらいだったと思うんですけども、来ています。で、近年になって、複式学級が増えているわけじゃないですよ。1つの小学校区で言えば。複式学級が3つ以上にはならないですから。12年間、13年間やってきて、で、その当時に複式学級を出た子というのは、もう今、成人ですわ。これから結婚をする。あるいはしている子ども達なんですね。で、その親が言います。何で今さら、複式学級の改善をとということを第一目標に小学校を取られるんやと。なくなるんやと。やっと子どもらが働き始めて、これから結婚をして、結婚したらこっちにおれよ。帰って来いよと言えるようになった時に、小学校、保育所がなくなるんやと。小学校、保育所がなくなった時に、どうやって自分の子どもに帰って来いって言えるんやと。結婚して、ここに一緒におらんかと言えるんやという声を、私は、聞きました。事実そうだろうと思います。

やはり、そうした住民の思いというのは、多種多様でありますし、今言ったんが、特異な形かも分かりません。ただ、本当に、こんな優先地域になるような校区、地域においては、実情として1人の若者とか、1人の子どもとか、非常に大事です。だから、そうした貴重な、数少ない若年層、子ども達を丁寧に扱ったような、計画の推進というものを、今

後、心がけていただきたいと思います。

少し、最後長く喋ってしまいましたが、まあ事前通告にない意見として聞きとめていただいたらいいと思いますので、これで、一般質問の方を終わります。

議長（矢内作夫君） はい、以上で、石堂 基君の発言は終わりました。  
ここで、昼食のため暫時休憩をしたいと思いますですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、ただ今から暫時休憩をいたします。  
再開を 13 時としますので、よろしくをお願いします。

午後 0 0 時 0 1 分 休憩

午後 0 1 時 0 1 分 再開

議長（矢内作夫君） 休憩を解き会議を続行いたします。  
ここで、井上洋文君より発言の申し出が出ております。許可します。井上君。

7 番（井上洋文君） すいません。昨日、私、一般質問をさせていただきまして、第 2 点目の学校図書室の機能充実についてということで、質問させていただきました。その中で、学校図書室を。ああ、図書館を図書室に文言を変更しましたけれども、これは学校図書館のことでございましたので、また、元へ戻しますけれども、全ての箇所を、図書室ではなしに、図書館とお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（矢内作夫君） それでは、引き続き一般質問に入ります。  
6 番、松尾文雄君の発言を許可します。松尾君。

〔 6 番 松尾文雄君 登壇 〕

6 番（松尾文雄君） はい、それでは、2 点の質問を行いたいと思います。  
まず、1 点目には残土処分地についてということと、2 点目は、公共交通機関について。この 2 点を質問したいと思います。  
まず、この場におきましては、残土処分地についてをお伺いしたいと思います。  
佐用町には、3 箇所の公共残土処分地があります。まず、その 1 つの中にネクスコ西日本が事業主体で行った、姫鳥線の工事に伴う残土処分が行われ、長谷地区に申山盛土が平成 12 年度に完了し、ネクスコ西日本が測量を行い、その時には、平場面積で約 5 ヘクタールと聞いております。なお、申山盛土につきましては、平成 22 年 5 月にネクスコ西日本より佐用町に引渡しされたところでありまして、そこで、佐用町におきましては、本年度、申山盛土の測量と調査等の予算化がされていますので、今後、正確な面積等が出てくるかと思っております。  
また、平成 21 年度の台風 9 号災害に伴い、佐用川をはじめとする町内の河川工事が行われ、佐用地区内に、秀谷に残土処分地ができております。今日、毎日のように工事車両が出入りしているところでありまして。  
秀谷の残土処分が完了した際には、約 12.5 ヘクタールの平場面積ができると聞いており

ます。

また、県においても三日月地域内に残土処分地を確保され、残土処分のための準備の工事が、着々と進んでいるところであります。また、その残土処分が、いわゆる埋め立てが完了すれば、約7ヘクタールの平場面積ができると聞いております。そこで、以下の点について、お伺いしたいと思います。

まず、残土処分地の利用はどの様に考えておられるか、計画について伺いたいと思います。

また、佐用町内の、今行われている復旧・復興工事の残土処分は、現在工事が進んでいる進行中の中、秀谷と県が確保している三原の2箇所に対応できるのか。

この2点についてお伺いしたいと思います。以上です。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、松尾議員からのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、残土処分地についての、利用計画についてのご質問でございますが、今、ご質問の中でですね、申山の処分場、平成22年度、昨年度にネクスコより引渡しを受けておりますけれども、今年、予算を、測量調査費に置いてますけれども、測量は、ネクスコの方ですね、一応、基本的な測量できておりますので、今年度の測量調査というのは、この利用計画を、じゃあ、これから進めていこうということでの調査費でありますので、その点、ちょっと確認をいただきたいと思えます。

〔松尾君「はい、はい」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） それでは、まず、申山の残土処分地につきましては、日本道路公団により佐用地区の盛土、測量、また、設計が、平成12年度に完了をして、西日本高速道路、ネクスコ中国支社より平成22年度、工事が完了をして、施設の引渡しを受けております。

町といたしましては、平成21年7月31日に、第1回の、この処分地の跡地、処分地の利用等についての調整会議を持ってありますが、その後、平成21年8月の災害により協議検討を中断をし、また、この土地につきましては、災害で発生しました、ごみの集積場等にも利用してきたところでございますが、本年度新たに役場庁舎内にプロジェクトチームを設置をして、検討を始めておりますので、この利用計画のプロジェクトチームで、秀谷など、今後、造成が行われていく秀谷なども含めた町有地の今後の利活用や、この計画の検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、災害の復旧・復興工事の残土処分地は、秀谷と三原の2箇所に対応できるのかというご質問でございますが、県では、議員ご指摘の2地区だけではなくて、工事箇所全体のバランスを考慮して、延吉地区及び庵地区にも残土処分地を確保して、対応することといたしております。

まあ、佐用町内においては、この4地区の残土処分地に分散して、河川等の工事から発生する残土を運搬することにより、交通渋滞や沿線住民へ与える影響の軽減を図り、さらに総合的な工事のコストの削減も図っていききたいということで、その4箇所の処分地が、今、それぞれ準備をされているところでございます。

以上、この場での、この残土処分地の質問につきましての、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、松尾君。

6番（松尾文雄君） まず、佐用町内に、非常に大きな残土処分地ができ、いわゆるかなりの平場面積ができるわけですがけれども、まあ、今後そういった利用計画がされるという部分があるわけですがけれども、やはり、非常にこの佐用町にとって大きな平場面積でありますから、まちづくりに大きく影響はしてくるかと思うんですが、基本的な中で、まあまあ、これから計画するという部分があるんですがけれども、若干、こういった方向付けにしていくのか。

まあ、例えば、よく言われる企業誘致とか、また、住宅地とか、いわゆるこれからは、いわゆるこの佐用町においても、農業が、やはり主流の部分があるわけですがけれども、そういった部分に使うとか、いろいろこう、大きく分けられれば、こういった方向にいくとか、そういったところでも、まだまだ計画が進んでないのか、どこらまで計画の準備段階が進んでいるのか、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こうして、いろいろな工事に関連してですね、新たな、利用可能な、新しい土地。それもかなり広大な土地がですね、生まれたことは、佐用町にとってはですね、大きなこれは資源、また、宝。これから町のまちづくりにおいてですね、活用ができる、これは材料になった。ができたというふうに思っております。これをまあ、有効に活用していかなければならないというふうに思っております。

当然この、有効にということは、特にまあ、佐用町の今のいろんな抱えている課題。雇用の場、企業誘致がなかなかできませんし、また、その働く場所、雇用の場が少ないということ。だから、そういうことが、今後、この土地活用の中でですね、生まれてくるような利用ができれば、一番いいなというふうに思っております。

まあ、それには、いろいろな具体的なまあ、案というのは、また、これから考えていかなければなりませんけれども、まあ、非常にまあ、今、経済情勢も厳しい。企業間の競争も非常に激しい中で、企業も海外へ移転をされるような、そういう円高の関係でですね、状況にもあって厳しいとは思いますがけれども、この土地を何とか有効に活用したいということで、まだ、具体的にですね、どういう、その、企業、土地利用、活用の方法、そういうことは、当然決まっているわけではありませんし、先ほど、お答えさせていただきましたように、そのことを、これから、いろんな資料を集めたり、情報を集めて検討をしていくということで、これまでも、若干まあ、そういう点について、当然まあ、いろんな情報もいただいて、取り組みもしているところですがけれども、なかなか、これが一番まあ、適しているというような、まだ、具体的な案も生まれていないのが実情です。

まあ、昨日も、井上議員からのお話がありました、この町営公園墓地ですね、こういう物もですね、1つの町のまちづくりにおいて、町の、今、人口が減っている中でですね、半または固定的なですね、まあ交流人口が期待できるのではないかという期待もあります

し、また、農業なり地域の産業、そういうものとのですね、交流によって、連携の中で、そういう活性化もできんじゃないかという、1つの、これも1つの案でありますけれども、まだまだ、具体的にね、これでいこうということまでは、当然、これから鋭意進めていく中で、まあ、考えなければならないことだというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） あの、まあまあ、当然、これから計画を立てていくという、検討していくという部分ですから、まあ、具体的には未だかなと思うんですが、ただ、やはり、そういった用地を利用する場合に、まず周辺整備が非常に大事かと思うんですね。計画を立てる上においても、いわゆる上水下水。いわゆるそこに行く町道整備とか、そういったことをしていかないと、企業誘致にしる、住宅地にしる、なかなかできない思います。やはり、そういったものを、まず最初に整備していかないと、その開発、計画というのは、まずできないかと思うんですね。

やはり、そういった部分を、今後、検討の中に、一番に、一通り入れていただき、整備をしていく必要があるかと思えます。

やはり、そういった、いわゆるライフラインの部分が整備ができていない所には、正直言って、なかなか住宅にしる企業にしても来ないというふうな部分があります。まず1番に、そういったことを考えていくというのが1つの方法かなと思えます。

また、今、具体的に一番に計画進むというのは、申山処分地かと思えますね。ただ、あそこはこう、3段になったような部分があるんですけれども、非常にこう、利用の部分が、平場と言いながら一面じゃないという部分で非常に難しいかと思うんですけれども、やはり、そこに行く道路にしても、若干狭いというふうな部分があります。

やはり町として、そういった整備を、まず、進めていくということも考えていかんのかな。今後、いわゆる計画を含めた検討をしていくという中に、そういった物を取り入れられていくつもりがありますか。どうですか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵道典章君） そういうライフラインの整備というのは、どちらが先かということ、これ、並行して考えなければならない。その土地を、どのように利用していくか、その利用の仕方によってですね、まあ、その道路の広さ。また、水道とか、そういう水の、その量。そういう物も決まってくるところがあります。ですから、当然まあ、その利用方法が決まれば、だいたい方向が決まれば、並行して、そういう周辺整備も、またしていく。していくことによって、また、利用も最終的に確定をしていくということになるかと思えます。

ただまあ、申山の残土処分地は、これはかなりまあ、ずっと歴史がありまして、あの土地ですね、を、あのような形で、町が全部買収をしてですね、この姫鳥道の工事における、発生する残土処分地にしていく。それには、地域の皆さん方にですね、この地域にとって、地域の皆さんが、少しでも雇用が生まれたり、そこで働けるような場所が作りたい。まあ、そういうことも含めて、皆が、あそこの土地を出し合って協力しようという、そうい

う約束があります。まあ、そういうこと、当然、地域の皆さんにも、どういう活用にしていこうかということで、これまでも投げかけたり、まあ、皆さんからもご意見もいただいたりしておりますけども、それはその、当然これから計画していく、考えていく上でですね、地域も一緒にまあ、喜んでいただけるような施設をつくりたいなど。活用をしていきたいなどということ、思いは、これはもち続けております。

それから、秀谷の、今、河川改修に伴う残土処分地で、この大規模な処分地をつくっておりますけれども、これにつきましては、当然まあ、この処分地にかかわる道路としてもですね、必要なものであって、この国道から2車線のもので、道路をですね、既に建設、県に建設していただきました。まあ、これは、町有地を、町の、中を通ってつくっているわけでありまして、こういうふうに将来の利活用も考えた上で、これだけの道路も、ちゃんとつくっていただいておりますのでね、後は、水道とか下水とか、そういうものが、今後の利活用の計画、具体的になる中でね、また、それには取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まああの、確かに両方並行してね、やっていただくという。

まず、道路の部分においては、申山の部分が非常に狭いかと思うんで、まあ、ああいったところが、早く拡張するや何なり必要があるかと思えます。

まず、工業誘致をするにしても、先方から見れば、やっぱり現地を見たいという部分がありますから、やはり、そういった周辺整備ができていくというのが、第一条件というふうに思えますので、今後の計画の中に盛り込んでいただいて、そういった部分。まあ、今年、そういった調査をする費用も出ていますので、そういった中で、調査をしっかりといただいて、うまく利用をしていただければなというふうに思っております。

それと、三原地区にできている、あれは県の土地で、県が進めているわけですが、これは、どんなんでしょうかね。まあまあ、いわゆるテクノポリスの開発の第2工区の中の位置付けにあるわけですが、その申山のような形で、佐用町が引渡しをしていただくとかいうふうな部分になるのか、ならないのか。まあまあ、今後の部分かと思うんですけども、そういったところは、今後、県のままでいくのか。町に引渡しがあるのかないのか。今現在、非常に分かりにくいかと思えますけども、分かる範囲の中で教えていただいたらと思えます。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 三原にですね、今、つくられております処分地は、これは、県企業庁の土地であります。ただまあ、今、環境事務組合で進めております新しいごみ処理施設、そこへのアクセス道路、これを利用してですね、その途中に、この処分地を、処分をするということで、今、整備をされているわけです。

ただ、この処分場をつくるのにあたってですね、県の企業庁の計画ですね、これは科学公園都市第2工区、この計画が、今、休止状態になってますけども、これが、白紙になったわけではありません。ですから、この第2工区についても、基本的なマスタープラン

というものがつくられて、それが、事業そのものが、休止されているという状況ですから、ですから、そのマスタープランというものがある以上、それに今後、支障が、大きく支障があるような土地の利用というのは、これはされないということだと思えますし、当然、企業庁の土地ですから、その町に、それを移管していただくとか、町に払い下げていただくとかというわけにはいかないと。当面いかないということです。

ですからまあ、今後、その土地の管理をね、どのようにされるのか、また、当面その、その土地を、どのように使われるのか、これは全く私も分かりません。

まあ、今、ああして山林のままの所が、まあ、新しい平地で、造成地のような形にはなるんですけども、それはそれで、当面は、その第2工区の計画の中の一部という形になるうかと思えますので、直ぐに、そこに施設をつくったりですね、また、恒久的なものをつくられるというような計画は、まずされないというふうに思っております。

また、暫定的にね、何かに使われるかもしれませんが、そういうことで、あの土地は、全く町が、いろいろと考えて、町の方で利用できるような土地ではないということでございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあ、確かに企業庁の土地ですからね、そういうわけにいけへんと思うんですけども、まああの、1つのきっかけとして、やはり科学公園都市の第2工区の開発の方に、少しでも進めばと思うんですけどね。なかなか、非常に社会情勢きついものですから、非常に難しいかと思えますけども、まあ、どちらにしろ、佐用町域の中です。非常にあれをしっかりと利用していただかないと、佐用町にとっても、あのまま置いておかれたんでは困るという部分もありますので、そういったとこを、いろんな機会をつかまえて、町長の方も県の方にも十分働きかけていただきまして、何とか、佐用町における、何かいいものをつくっていただけるような方法をしていただきたらなというふうに思っております。

また、先ほど、佐用町内に、いわゆる4箇所ということで、延吉、庵というふうに、こう、後2箇所の残土処分地があると言われておるんですけども、これの、だいたい平場面積として、どうなるのか。また、延吉の地区においては、その土地の利用というのは、その地域で考えられていくのか。町として、当然考えていくのか。まあ延吉、庵にしたってそうですけれども、そういった部分の土地の平場面積のだいたい予測として何ヘクタールになるんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今、庵と延吉についてはですね、それほど大きな規模のものではございません。特に、延吉につきましては、これは前にもお話ししましたが、ほ場整備をするのに当たってですね、基盤、その全体がまあ、急傾斜の土地、田んぼですから、それをできるだけまあ、少し地上げをして、全体の地上げをしてですね、ほ場整備を行うということで、まあ、田んぼ、新たなまあ、そこにほ場整備事業として行うために、その残土を活用するということでございます。



それからまあ、庵も、狭い谷の中に処分、つくりますけれども、これはあの、大きな平地ができるものではなくてですね、谷の片側に、全体を埋めて処分をするというのではなくって、谷川がある山の裾野。裾野、片側だけに土を盛るといような処分の仕方だというふうに聞いております。

これは、庵地区、非常に大きな災害で、河川改修もかなり大きな改修になりますのでね、そこから出てくる、その地区だけの処分場という形で、県の方で考えていただいているということでございます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） はい、はい、分かりました。延吉については、いわゆる農地になっていくんだという部分。はい。それは、地域、地域におきまして、その処分を、その地域内の処分をするというふうな解釈でいいかと思うんですけども。

まず、佐用町として、やはり考えていかなあかんのは、申山と、いわゆる秀谷。この2箇所については、しっかりと利用方法いうものを考えていただく中で、少しでも佐用町の発展に繋がるような計画を検討していただいて、1日も早い、事業になるようお願いしたいと思います。

それでは、続いて2点目にいきます。公共交通機関についてであります。

佐用町には、複数の公共交通機関がありますが、今後とも公共交通機関の充実が求められると思います。

今現在、さよさよサービス。江川地域づくり協議会が運行しているコミュニティバス。また、船越線のコミュニティバス。また、タクシー運賃の助成制度。三日月テクノ大橋北線の路線バス。また、姫新線・智頭線等の数多くの公共交通機関がありますが、そこで以下の点について伺っていききたいと思います。

まず、さよさよサービスと江川地域づくり協議会が運行しているコミュニティバスの管理の状況について伺いたいと思います。

2点目につきましては、実証運行されている路線について、いわゆる三日月テクノ線という部分であります。後6カ月余りで期限が来るかと思いますが、現在の状況と今後の取扱いについてどの様な計画があるかお伺いしたいと思います。

また、3点目には、姫新線も300万人を目標に、乗車数増のためにいろんな施策、対策が行われておりますが、現在の状況と、また、月に1度、職員によるノーマイカーデーを行っておられるかと思いますが、その成果について、どの様な評価をされているかお伺いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（矢内作夫君） はい、町長、2点目の答弁をお願いします。

〔町長 庵道典章君 登壇〕

町長（庵道典章君） それでは、2点目の公共交通機関についてのご質問にお答えをさせていただきます。

公共交通機関のさよさよサービス、地域づくり協議会が運行しているコミュニティバスの管理の状況について、まあ、これは江川のコミュニティバスですね、のご質問でございますが、まあ、議員もご存じのように、さよさよサービスについては、現在5台を運行し、

月・水・金を佐用・上月地区の一部の地域、火・木・土曜日には南光・三日月、そして上月地区の一部地域を運行いたしております。まあ、事前に利用券を購入いただき、予約センターへ利用日の前日の午後3時までに電話をいただきますと、ご自宅から目的地までをお送りする事業でございます。また、江川地域づくり協議会の協力で運行されております江川ふれあい号は、運転員に18人、受付員に4人の方が登録をされ、運営されております。まあ、事前の予約が必要ですが、始発以外は出発前の1時間前まで受付を行っていただけますが、土・日・祝日は運休をされております。なお、江川地域では、さよさよサービスは、当然、利用することはできません。

このように、さよさよサービスは町直営の市町村有償運送事業であるため、全ての管理について町が行っておりますが、江川ふれあい号は市町村有償運送事業を地域づくり協議会へ運行を委託しているため、現場の管理については地域づくり協議会が管理し、それ以外の管理については、町が管理を行っております。

次に、実証運行されている路線について、現在の状況と今後の計画についてのご質問でございますが、現在実証運行しているバスは、さよさよサービス、江川ふれあい号、コミュニティバス佐用船越線、路線バスの三日月播磨科学公園都市線でございます。

実証運行は、ご質問のとおり本年度で終了いたしますので、それぞれの路線において、利用者数や事業費などを考慮しながら、今後の運行について検討を行う必要がございます。

6月に開催されました佐用町公共交通対策協議会において、平成22年度における各路線の利用状況や事業費などを比較し、副会長で学識経験者の大阪大学の猪井先生から、さよさよサービスを、町内の交通空白地を埋める基本サービスとしてはどうか。その上で、各地域の実状に応じた事業展開を実施されたい。

また、さよさよサービス利用者1人にかかる事業費を基準に、それ以上の事業費がかさむ路線は、運行形態の見直し、または廃止などを考えてはどうかなど、佐用町の交通政策に関する方針案をいただいております。

この方針案に照らした時、路線バス三日月播磨科学公園都市線が、平成22年度実績で1便あたり1.7人と低調であり、更には、さよさよサービスと比べて事業費が極めて高いため、運行形態の見直し、あるいは廃線も含めた検討が必要であるというふうに考えております。しかしながら、播磨科学公園都市内にある県立大学付属高校などへの通学に利用している学生も実際に存在するため、11月に開催予定の公共交通対策協議会で、委員の皆様とともに来年度の運行についてご協議いただく必要があるというふうに考えております。

次に、姫新線も300万人を目指し乗車数増の為にいろんな対策を行っておりますが、現在の状況と月1度の職員によるノーマイカーデーの成果について、どの様な評価をされているかのご質問でございますが、環境への配慮と公共交通機関の利用促進を目的に、平成22年10月から、高年大学佐用教室の一般講座が開催される第3木曜日及び平日に文化情報センター等を利用した大勢の集まりがある行事がある日に実施をいたしております。8月までの実態を集計いたしますと、延べ約600人がマイカーを使用せず、通勤しております。その中で、やはり姫新線の利用がもっとも多く、延べ約250人が利用をしております。続いて、乗り合わせや自転車による通勤、また、智頭線利用、徒歩等が続いております。

評価といたしましては、姫新線の利用が最も多いため、利用促進につながっているとは考えております。引き続き職員に主旨を理解させ推進に協力を求め、姫新線の利用を職員自ら自主的に取り組み、姫新線の存続等に積極的に、今後とも取り組めるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

以上で、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、松尾君。

6番（松尾文雄君） まずあの、さよさよサービスが、合併以降やっておりますので、だいたい理解はしているわけですけども、やはり1日おきというふうな部分もあって、いわゆる、それ以外はタクシーの助成を使って云々という部分もあるんですけども、まあ、今後におきまして、やはり国の方の医療関係の削減とかいう部分で、病院がこれまで送り迎えしていた部分が、段々やりにくくなっているという状況が、今後、出て来るかと思うんですけども、そういった時に、佐用町としましては、いわゆるさよさよサービスをはじめとする、いわゆる公共交通機関というのが小まいながらも、ある程度充実もしているかは思うんですけども、やはり今後、そういった1日おきでは非常に難しくなってくる部分もあるのかなというふうにも思いますし、江川地域づくりで行われているこういったコミュニティバスが、他の、いわゆる地域づくり協議会からの要請があった場合に、町としてどのような対応をされていくか。当然、いわゆるこういったコミュニティバスが運行することによって、さよさよサービスの運行がなくなるというのは、まあまあ、この、これまでの運行実績から分かるわけですけども、まず、他の地域からこういった運行形態をしたいというふうな要望があった場合に、町として、どのような方向付けをされていくか、お伺いしたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、今、全町的に、こうしてさよさよサービスを運行する中で、まあ、地域づくり協議会がですね、まあ、それ以上の住民サービスができるような交通機関を自分達で運行しようということでの江川地域での、この実証運行であります。

ただ、やはり最終的には、経費の問題がかかって、十分今後とも考えていかなければならないということでもあります。

まあ今、江川地区ではですね、できるだけ、当然まあ、車両は町が貸与しておりますけれども、その運転員、また、受付をする方、こういう方は有償ボランティア。かなりまあ、通常より安い経費、賃金でかかっていたかということでも成り立っております。ですからまあ、こういう形がですね、各地域づくり協議会なり地域でしっかりと自分達もやっていこうということであれば、町としても、それは応援をしていきたいというふうに思っておりますけれども、やはり今やっている事業から、さよさよサービスから、サービスは上でも、良くなってもですね、必要経費が、それ以上にかなり増えるということであればですね、これはなかなか、全て、地域の要望に、経費まで町が負担をしてやりたいということでは、やっぱり難しい面が出ると思います。

まあ1つ、この江川の実証運行、これが、やっていただいてね、どういう今後、その実際の運行してきた実績、これを検証して、今後の検討材料、また、事業を進めていく上での資料に、参考にしていければと思います。

まあ、このことについては、基本的には、地域でこういう形が、全地域でやっていただければ、それはそれで、町としてもですね、一番まあ、そういう方向ができればいいんじゃないかなということは考えておりますけども、まあ、なかなか今、江川でやっていただいているのも、かなり皆さんが、本当に協力しながらということで、いつまで続けることができるのか、私らも、今の運行状況、本当に皆さん一生懸命やっていただいているので、

まあ、応援はしておりますけれども、これが、直ぐに全町に広げてやってくださいというふうにお願ひできるような状況には、なかなか難しいかなというふうに思います。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） 実際ね、やはり、どの事業でもそうですけれども、その事業を行っている時の、その年代のそういった人達がいることによってできる部分。その時代が過ぎるとできないとかいうふうな部分が結構あるわけですよ。そやから、そういったところは、十分に見極めないかんのんかなというふうに思いますけれども、今現在、さよさよサービスと、いわゆる地域づくり協議会が運行しているコミュニティバスとの、いわゆる経費ですね、どれぐらいどうなんかいというのは、もし分かっていれば、まああの、人件費が、ほとんど片方は要らないという部分があるんですけども、まあ、その部分だけでも引いてでも、云々でもいいんですけども、だいたいどちらの方がどうなんかいということですね。

それで、今後、先ほども出てましたけれども、学校統合とかいうこと考えれば、こういったサービス事業も十分使う必要もあるか思うんですよね。そやから、そこらを考えていくとどうかな。

まあ、今後、いわゆるこの半年の間に、概ねどれぐらいの経費があるとか、差があるとかいうようなものはつかんでいかなくはないかなと思うんですけども、今現在、分かる範囲の中で、どのような状態かだけ、ちょっとお伺ひできればと。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 失礼いたします。

私の方は、企画防災課の方は、江川のふれあい号の方の、だけちょっと分かりますので、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

江川ふれあい号につきましては、去年、半年の経費なんですけれども、運行経費が122万円です。で、運行収入が60万円。差し引き62万くらいかというお金になっております。

で、利用実績につきましては、1便当たり2.76人。1日で12.72人という実績になっております。トータルで利用された方が1,488人ございました。

で、それプラス、補助金がございます。これは差し引きしておりませんけれども、25万円余りの補助金もございます。

で、1人当たりの経費は、単純に割りますと416円という経費になっております。以上でございます。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（野村正明君） 健康福祉課で、さよさよの事務をとらせていただいております。

あいにく資料持ってないんですけども、私の先般、お認めいただきました決算の記憶で申し訳ございませんけども、申し上げたいと思います。

だいたい、利用者はですね、延べ人数で1万5,000を若干切る程度でございます。

で、今、お尋ねの江川の部分、コミュニティが走りまわったけれども、丁度、半年、3月まででね。なっておりますけれども、その分が、丁度、少なくなったということで、1万4,000前後だったと思います。延べ利用人数です。

それで、町長、答弁しましたように、運転手の人件費も全て含めて、燃料代も全部含めてですね、約2,300万ほどの決算をいただいております。そのうちですね、券ですね、1枚300円の。これがですね、476万だったと思うんです。それで、差し引きしますと、概ね、毎年同じような数字なんですけど、1,700、800の赤と。持ち出しだというふうに記憶をしております。大きな違いがありましたら、また、後ほど訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

〔松尾君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、松尾君。

6番（松尾文雄君） まあまあ、毎年、1,700万、さよさよサービス。また、まあちょっと、難しいんですけどね、地域づくり協議会では、車両が、全部町の方でやったり、いろいろやっていますんでね、比較いうのは、非常に難しい部分があるんですけども、まあまあ、長い目で見て、いわゆる続ける事業をね、何とかやっていただきたい。やはり、目先のことで動くんじゃないしにね、あの、そうしていかないと、この佐用地域におきましては、やはり高齢化が、ドンドン進む中で、なかなか進まないという部分もありますし、まあ、単純にこう、電卓があったら、今、ここで計算できるんですけども、1台当たりの云々いうのが出てくるわけですけども、まあ、まあ、それも何もないものから、なかなか、そこまで頭が回りませんが、まあ、非常に、どちらにとっても、苦しい経営状態というふうには思います。おそらく、江川の部分においては、これに、さよさよと同じような人件費を乗せてきたら、こういう数字では済まないというふうな部分もあるかと思っておりますし、まあ、いろいろ公共交通機関の問題が、今後、出てくるわけですけども、まあ、これは、今言った、そういう車両だけではなくに、また、スクールバスにおいても、一般の人が乗れるような状況をつくってあるわけですけども、そういった部分も、全体を含めてね、やはり十分に考えていく中で、住民サービスというものを考えていっていただきたいなというふうに思います。

まあ、一番危惧しているのが、いわゆる三日月テクノ線というやつですね。あれが今言う、1日当たり1.7とかいうような、非常にこう、1便当たり、そういった少ない数字が出ているわけですけども、やはりあの、あそこに通学している生徒が、朝、結構乗っているわけですけども、今後どういうふうな状況になるか分かりませんが、何らかの形で残せるような方法を考えていただきたい。

まあ、機会があれば、地域交通公共機関の協議会の中に神姫バスの方もいらっしゃるかと思うんですけども、やはり相生と三日月と結ぶことによって、赤字の部分が若干減るかと思うんですね。今、単体でこう、走っているから、どうしても、その部分で赤字が何ぼとかいうふうな部分があるんですけども、いわゆる三日月から相生まで、相生からこちらまでつなぐことによって、相生から朝なんか来ているん、満パンですからね。それを延ばすことによって赤字幅、かなり減るわけですよ。

ただ、神姫は、その路線1本だけを言いますからね、あれですけども、まあ、科学公園都市にかかわる全体像の中から見ただけであれば、やろうと思うたらやれると思うんで、そういったことを、しっかりと伝えていただきたいですね。

ただ、路線が違うとか云々とか言いますよ。だから、そうではなくて、神姫バスとして公共機関を担っているなら、それぐらいは、しっかり守っていただかないと、赤字やから、町が助成しないから引き上げますというて、江川のように引き上げられたら困るわけですから。そこら言うべきこと、しっかり言わないと、駄目かと思えますんで、今後、11月に行われる公共交通機関の協議会におきまして、そういったところも、しっかりと伝えていただきたいと思えます。

まあ、この問題においては、今後いろいろと出てくるかと思えますけれども、そういった協議会の中で、十分協議する中で、地域住民の手足となる公共機関になっていただきたいということをお願いしまして、以上で終わります。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、答弁しますか。はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、特に今、実証運行している中ですね、お話の三日月テクノ線、これ神姫バスで運行しているわけですが、たくさんの補助金を出しております。それでも、神姫バスの方はですね、なかなかまあ、この今後の運行についてですね、厳しい条件を出してきております。

で、町としてはですね、神姫バスへの運行補助金がですね、非常に高額になってきているんで、これを解消するためには、逆に、今、さよさよサービスのようですね、こういうものを運行したいということも、神姫バスと話しておりますけれども、この件については、神姫バスは、自分の、民間バスの運行権利ですね、これを侵すということですね、これは認められないというようなお話がありますし、先ほどの相生線からをね、延ばして欲しいと。そうすることによって赤字を全体でカバーできるんじゃないかということも、当然、話を、担当の方でしております。

ただ、それにはですね、それなりの状況、いろいろと言いつつ、状況があります。車両がですね、三日月まで延ばしてしまうと、神姫バスも、相生線で、相生からテクノの路線についてもですね、満杯になるのは、それはやっぱり時間帯が決まっているわけですね。どっちにしても、一番必要な時間帯のところで車両をこういうふうには延ばすとですね、車両が、その時の車両が足りないということになるわけですね。だから昼間、空いている時のものだけを走らせれば良いというわけではないんで、そういうことを聞きますと、まあ、そのへんはまあ、なるほど、まあ、そういう状況があるということは、私達も理解をせざるを得ないというところがあります。

しかし、非常にまあ、国なんかの、こういう過疎地に対するバスの補助金もですね、もう乗車数がですね、少ない所にはもう出さないということになると、今度は、町が単独で補助金を出していかなきゃいけないと。その補助金も、赤字によって、その赤字幅を、赤字を補う補助金ということで、また、年々大きくなっていくと。こういうことでは、なかなか財政的に、やっぱりこれを続けていくわけにはいかないし、それに変わる方法というのは、やっぱり考えているのは考えているわけですが、いろんなまあ、法的な制約もあるというのが現状です。まあ、今の現状をお話しさせていただきました。

議長（矢内作夫君） よろしいな。

6番（松尾文雄君） いいです。後で、またゆっくりと。

議長（矢内作夫君） 以上で、松尾文雄君の発言は終わりました。

続いて、最後になります。16番、鍋島裕文君の発言を許可いたします。鍋島君。

〔16番 鍋島裕文君 登壇〕

16番（鍋島裕文君） 失礼します。16番、日本共産党の鍋島です。最後になりましたが、もう暫くの間、よろしく願いいたします。

私は、まず、本町子育て支援の本格的な取り組みを求めて質問をいたします。この間の本町の子育て支援の到達状況を子どもの医療費助成制度で見ると、合併時点では、就学前まで医療費無料制度が確立され、周辺自治体と比べて高い水準であったものの、その後制度の拡充は、一定の前進はありましたが、現時点では、本町の小学校卒業まで無料としている制度は、中卒まで無料にしている相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市の周辺自治体と比べれば遅れた制度となっています。

勿論、単純に比較して、周りから遅れるなだけで行政を進めるべきと言っているのではありません。町長が、子育て支援策をどのように考えておられるのか。本当に子育て支援を本町行政の柱にしているのかどうか、このことが問われる問題だと思うわけであります。

相生市は、今年度から中卒までの子どもの医療費無料制度や学校給食費の無料制度、市立幼稚園の保育料無料制度などなど、本格的な子育て支援策を打ち出しています。これは、相生市の平成23年度施政方針で市長は、本市の大きな課題である人口減少対策として、子育て応援都市宣言を行い、積極的な子育て応援施策を展開し、未来に夢と希望をつなぐ人づくりを推進するまちを目指してまいりますと市政推進の基本姿勢として冒頭に述べ、子育て支援策を人口減少対策と明確にし、最後に、この人口減少の危機感は、私も議会の皆さんも、市民の皆さんも共有いたしております。人口減少を食い止めるにはどうしたらいいか、いろいろ考え抜いた末が、今回の活性化策ですと結んでいます。

私は、相生市の、この活性化策の土台となっている市長の考えは、本町の活性化を進める重要な参考になるものと考えます。

特に、相生市が本町に比べて標準財政規模や基金残高も小さく、どの財政指標をとっても、ほとんどが本町より悪い数字を示すという、本町よりはるかに財政の厳しい中での積極策であることを注視して見る必要があると思います。

そこで、町長の子育て支援に対する考えを伺います。

第1点目として、本町においても子育て応援の町宣言を検討すべきだと思います。

その1、相生市の子どもを産み育てやすい環境をつくり、心豊かなたくましい人を育てること、わたしたちの使命ですという宣言内容の意義を、どのように考えられるか。

その2、本町も宣言し、本格的な子育て支援策を目指すべきではないでしょうか。

第2点目として、子どもの医療費無料制度を中学校卒業まで拡充すべきであります。

その1、周辺の自治体の取り組み状況を、どのように考えておられるのか。

その2、この制度化に伴う経費増はどのくらいか。

第3点目、学校給食代を全額助成し、無料にすべきであります。この制度化による経費増はどのくらいか。

第4点目、本町の保育料を無料にすべきであります。どうでしょうか。この制度化による経費増はいくらか。

第5点目、出産祝い金制度の拡充についてであります。現在、町民の出産に対し、5万円が祝い金として支給されていますが、この拡充を、例えば、旧上月であった制度のように第1子は10万、第2子は20万など考えてはどうか。

第6点目、新婚世帯家賃補助交付事業を実施すべきであります。婚姻届出3年以内の新

婚世帯に、月額1万円の家賃補助をする相生市の補助制度を参考にして、実施してはどうでしょうか。

以上、この場からの第1項目目の質問といたします。町長の積極的な答弁を、よろしくお願い致します。

議長（矢内作夫君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、鍋島議員からの第1項目目での子育て支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、子育て応援町宣言を検討すべきではないかということで、相生市が行われました、この宣言の内容の意義をどう考えているのかというご質問でございますが、平成17年10月までに旧4町において、合併を見据えた次世代育成支援行動計画の前期計画書を作成をいたしました。この計画は、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画であります。その基本理念として、ともにはぐくみ ともにはぐくまれる 次世代育成のまちづくりとして取り組んで参りました。この計画書の評価を最終年度の平成22年度に実施したところ、まだ不十分なところも指摘を受ける中、後期5カ年計画の行動計画に反映しながら、昨年度作成したところでございます。

基本理念を引継ぎながら、新たなニーズを取り入れた基本計画といたしております。本町においても、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでおり、その考え方、思いは、相生市の宣言と何ら異なるものではないというふうに思っております。

次に、宣言し、本格的な子育て支援施策を充実すべきではないかのご質問でございますが、先程も申し上げましたとおり、それを、改めて、この宣言をするまでもなく、次世代育成支援行動計画書に、ともにはぐくみ ともにはぐくまれる 次世代育成のまちづくりの基本理念を設定をいたしております。今後とも、この理念のもとに、また、行動計画に掲げた施策の推進に取り組んで参ります。

次に、子どもの医療費を中学卒業まで無料にすべきではないかのご質問で、周辺の自治体の取り組み状況を、どう考えるかということについてでございますが、佐用町もこれまで、子育て支援の一環として、医療費助成制度の拡充に努めてまいったところであります。今年、現制度は、今年7月から中学3年生までに拡大し、中学校入学から卒業まで通院1回800円を限度に月2回まで。入院は3カ月まで1割負担で上限3,200円の一部負担となっております。小学校6年生までにつきましては、入院、通院とも無料といたしておりますが、現在では、県内自治体で、西宮市、相生市、たつの市、赤穂市、小野市、福崎町などが、中学3年生までを、通院、入院とも無料としております。佐用町の現制度は、これらに次ぐものとなっております。県下41市町と比較いたしまして決して遅れているというふうには思っておりませんが、これだけ少子化が進み、また、子育て世代の経済的な状況が厳しさを増している、この社会状況を踏まえて、更なる制度の拡充ということについて、今、担当課の方に検討を指示いたしております。

そして、この制度化による経費増は、どのくらいかのご質問でございますが、中学生までの、この一部負担も無料化した場合にかかる経費であります。特に通院についての県の助成というものが全くございませんので、その点に、それらにつきましては、全て町単独費になります。まあ、そういうことで、中学生までの完全な無料化を図った場合に、まあ、年間450万円ぐらいの経費増になるかというふうに予想をいたしております。

次に、学校給食代を全額助成し、無料にすべきではないかということで、制度化による



経費増はどのくらいかとのご質問でございますが、まず、給食費につきましては、現在、受益者負担の原則や家庭における食育の観点から、住民の皆様の理解を得ながら、保護者負担の軽減を図る趣旨で、人件費や光熱水費等の経常経費を除いた食材費のみとし、できる限り保護者の負担を軽減し支援を行っているところでございます。このため、給食費の負担につきましては、現状のとおり続けてお願いをしたいというふうに思っております。

その助成した場合の町の経費負担はどのくらいになるかというご質問でございますが、平成 23 年度の学校給食費の額は、小学生が毎月 4,200 円の 11 カ月で年間 4 万 6,200 円。中学生が毎月 4,600 円の 11 カ月で年間 5 万 600 円となっております。平成 23 年 9 月 1 日時点での児童数は、小学生 882 名、中学生が 512 名となっておりますので、小学生が年間約 4,070 万余り。中学生は、512 名分で年間 2,600 万弱になりまして、合わせて 1 年間で 6,660 万余りの経費負担増というふうになるかというふうに計算されます。

次に、保育料を無料にすべきとの主旨で、制度化による経費負担とのご質問にお答えをさせていただきます。

現時点での平成 23 年度保育料の調定額は、7,870 万余りとなっており、無料化するとその金額全てが経費増ということになるわけでありまして。

また、平成 22 年度決算では、保育園費の支出額、総額は、約 5 億 3,000 万余りでありまして、歳入総合計の 9,100 万余りで、差し引き 4,490 万円の一般財源の持ち出しをしているのが実態でありまして、

〔「4 億（聴取不能）」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 4 億 3,890 万円の一般財源を持ち出しているのが実態であります。まあ、総支出額に占める収入額というものは 17 パーセントでございます。

また、本町の保育料は、近隣市町と比較しても低額であり、しかも当然これは所得によって軽減措置もいたしております。また、私立幼稚園との共存も考えると、利用者にある程度の負担をお願いすることが公平であるというふうに考えます。

また、相生市を参考にすべきとお考えでありましたので、相生市の保育料の無料化についてということで調べてみましたところ、公立の幼稚園の保育料は無料となっておりますが、保育園の保育料については、完全に無料化されているわけではございません。

〔鍋島君「それは違うで。私立や」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） えっ。

〔鍋島君「わたくしりつ」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、公立の幼稚園の保育料は無料としている。

〔鍋島君「公立の幼稚園しかないんや」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） だから、保育園、私立の保育園の保育料ですね。完全に無料化されているわけではないということでありまして。

まあ、3 歳以上の児童にかかる保育料の一部を軽減助成されており、児童 1 人につき月額 8,000 円あるいは 8,000 円に満たない場合は当該額を軽減する内容の、相生市保育所保育料軽減実施要綱を平成 23 年 3 月に交付されておりまして、相生市の軽減後の金額と佐

用町の保育料基準額を比較しても、佐用町の方が低額となっている階層がありまして、佐用町の保育料は低額に設定をしているというふうにご理解をいただきたいと思えます。

次に、出産祝い金の支給制度を充実すべきとのことで、現行5万円支給制度を第1子10万円とか、第2子は20万円にしてはとのご質問でございますが、ご案内のとおり、佐用町では町民の出産に際し、健やかな成長を願うとともに、町民の福祉と定住化を図ることを目的として、町内に住所を有する方が出産された時に、出産祝金として出生児1人につき、5万円をお祝いとして支給しております。

西播磨の他市町の状況は、姫路市・太子・上郡町・市川では同等の事業はございません。宍粟市・福崎町では、1,500円程度の記念品を贈っておられます。たつの市では、出生祝金として、1人目5,000円、2人目1万、3人目1万5,000円、4人目2万円が支給をされております。4人目以降が2万円が支給されているということです。相生市・赤穂市では、佐用町と同様、1人につき5万円が支給をされております。神河町では、3人目以降の子の出生に際して、10万円を支給し、その後、6才の時に5万円、12才の時に10万円が支給をされているようであります。但し、3人目以降の子の出生時に保護者が3年以上の居住要件があるということでございます。

このように、近隣市町と比較をいたしますと、事業実施がない市町もありますが、支給額は、神河町を除く、相生市・赤穂市と同じ最高の5万円を支給しており、支給対象も、出生順位に関係なく、一律のお祝いとしておりまして、神河町では、3人目以降の子のみが支給対象となり、1人目、2人目の子は支給対象とならず、支給が限定されているという実態でございます。

まあ、佐用町のこの制度、まあ、相生市等の、本年度から出産の祝金制度を相生市も開始をするということで、相生市より、制度についての佐用町に問い合わせもあったところでありますが、また、相生市も佐用町と同等のことを考えておられるのではないかとこのように考えております。

また、第1子を10万円、第2子を20万円とのご意見でございますが、支給額を増額し、出生順位により支給額を増加するということは、過去の例から言っても、この制度のみで出生率が増加する可能性は低いというふうに考えられます。

出生率が上がり、子ども的人数が増えることは、佐用町といたしましても、大変望むところでございますが、しかしながら、家庭の状況や身体上の問題等、様々な理由によって、2人目、3人目の子どもを産むことができない家庭もございまして、このため、出生順位に関係なく、一律支給することが、一番いいのではないかなというふうに考えております。

今後とも、現行制度により町民の出産時に祝金を支給し、子どもたちの健やかな成長を願い、町民の福祉の向上と定住化を図ることを考えております。

最後に、6つ目の新婚世帯家賃補助金交付事業を実施すべきではということで、婚姻届出3年以内の新婚世帯に月額1万円の家賃補助をとのご質問でございますが、佐用町では、定住促進住宅として、婚姻成立後1年以内の世帯に対して、実質4年間、1万1,000円から1万2,000円の減額措置を実施いたしており、今のところ、このほかに家賃補助を上乗せする予定はございません。

以上、この場でのお答えにさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まああの、丁寧な説明ありがとうございました。

あの、結局、問題はね、こういうことなんです。今回、相生市が、中学校まで子どもの医療費無料というのは、まあ1つの流れですよ。この周辺自治体ではね。佐用が、そこまでいっていないという事実があるということなんだけど。ただ、その、初めね、学校給食代無料、保育料無料。保育料といっただけじゃなく、相生市は幼稚園が保育料なんです。公立は。保育所は、私立ですから、そこには、今回補助するということで、保育料の制度がつくられているみたいです。それから、出産祝い金、新婚世帯家賃、10項目ほど、相生市は思い切った、今年度からね、子育て支援策を取り組んでおります。

で、私は、個別の問題でね、佐用も考えるということも大事だが、一番、町長として考えていただきたいのは、なぜ、こんな取り組みをしたかという点であります。確かに、最初、相生市内でもね、ばらまきだとかね、それから、スタンドプレーとか、そういった声もあったみたいですね。ところが、私は、相生市の市長のね、施政方針表明。これは、インターネットでも取りますけれども、本年度の予算の時の表明ですね。これを読んでみてね、これはもう、いい加減な気持ちじゃないというふうに思ったんです。

それは、最初も読みましたけれども、最初に出てくるのが、結局、これだけのね、相生市は、この10年間で3,000人からの人口を減らしていると。10年間というのは、12年国調、まあ、国勢調査ですけど、から22年国調の間ですね。3,000人減らしていると。で、ここに非常に危機感を持ったということを言われている。で、おまけに、一番肝心な15歳未満は、年少人口割合いうんですけれども、いわゆる本町も問題になっている学校統廃合の人口ですね、これが兵庫県下で最下位だと。相生市は、30年後、県の2040年度の見込みで言えばね、もっと大幅に減少するということが、突きつけられたと。この3点をね、方針の中で、これだけのね、危機的な状況の中で、これを打開するには、人口増を進めなければいけない。そして、思い切った子育て支援をしない限り、これは、打開できないんだという表明をされています。

そこで、是非、町長に聞いていただきたいのは、本町はどうか。本町は、この10年間の国調で見ると、3,064人減少しているんですよ。12年国調から22年国勢調査で比較しますよね。で、相生市は、本町より1万人ほど人口多いんですから、同じ3,000人でも減少率で言うたら、相生市は9.2だが、本町は13.7。それから、県下最下位の年少人口割合、15歳未満、中学校3年生以下ですね、これの人口が、県下最低の相生市が12.3パーセント。本町はどうか。12.6パーセントなんです。ねっ。こういう実態を見て、相生市の市長は、谷口市長さんは、何とかしなきゃいけないという危機感を持たれた。

あの、物事をね、先ほど言ったように、給食代から何から全部無料にしよう。何でもばらまきかと思われるような、これはね、相当な覚悟がいるんです。これは、それだけの、やっぱり取り組む姿勢と、強力な動機づけがあったということですね。その動機づけが、相生市長さんの表明によれば、今の3点であった。人口減と年少人口割合の極端な減少。ここに、今回の施策のね、やっぱり動機を語っておられます。

だったら、今言われた内容はね、ほとんど佐用町も変わりはない。減少率からして。むしろ、減少率からしたら、これは佐用町の方が大きいんですね。こういう実態を見るならばね、やっぱりどこかで思い切った手を打たないと、従来のように、周辺より少し子育て、進んでおりますとか、先ほどのやってない所と比較してね、進んでおりますとかいうような比較では、もう駄目じゃないかというふうに思ったんです。

それで、今回、取り分け本格的な取り組みをとということで、質問をさせていただいております。

そこでお聞きしますが、谷口芳紀市長さんというのは、昭和24年生まれで、団塊で、まあ、庵道町長も同じ年代でありますけれども、やっぱりそういう同年代の市長がね、それだけ、この近くで思い切った取り組みをされている。その発端が、そういうことだっ

たと。このあたりについて、町長としてね、そういった何か、積極策を打ち出さなきゃいけないという、参考にすべきことはないのかどうか。そのあたりを再度お伺いしたいのですが。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 今の、現在のですね、人口減少。まあ、出生率の非常に低下。こういう危機感というものは、これはもう全ての今、市町。国全体が持っていると思います。ですから決してまあ、相生市だけが、このような状態ではありませんし、他の、当然、市町においてもですね、こういう問題について、それぞれの施策の中で、取り組んでいると思います。

まあ、今度、この度ですね、相生市が、このよう施策を実施をされたのが、どこまで。これが、その積極的、また、思い切ったものであるかどうか。まあ、これは、これまでの政策から言えばですね、非常にまあ、思い切ったものであろうというふうには思います。

ただ、こういう施策の中でですね、当然、私達も、どこの市町でも、そういう、できることなら、それ以上のことも考えていきたいという思いもあるかもしれませんが、まあ、しかし、やはり持続的に可能なことを、やっぱりしっかりとやっていかなきゃいけないということは、私は、一番に考えたいと。考えなきゃいけないというふうに思っております。

まあ、何年か続けて効果のあることでもないと思いますし、ただ何年間続けて、それで財政的に行き詰って、何もできなくなるということでは、これもまた、大きな禍根を残すだろうと思います。まあ、そういうことになるかどうかは、これはまあ、その時になってみないと、結果は分からないということだと思いますけども、しかし、そういうことを予測して、そういうふうにならないような、やっぱり財政運営、または、行政運営を、可能な中で、しっかりと努力するということが必要だというふうに思っております。

まあ、余所の財政のことを云々言うことは、控えなければならないと思いますけれども、確かに私は、非常に厳しい中でね、このような行政、福祉サービスと言うんでしょうか。いろいろと、まだまだやらなきゃいけない中で、当然まあ、子育ての、この部分だけにおいて、これだけのことをされて、これが佐用町において、もし実施した場合にね、当面の財政的に運営は、これできる金額、額ではないかと思っておりますけども、先般もお話しましたけども、財政特例期間が終了して、後、10年後にはですね、今の交付税額から、14億5,000万ぐらいは減る。14億5,000万というのは、現在の、50数億からですね、もう40億近くになるということです。まあ、そういう時の財政運営の中でですね、どこまでしっかりと、こういういろんな施策ができ、行っていけるのか。こういうことについての、やっぱり、今の、今から、やっぱりきちっとした責任を持った行政運営を行っていかなければならないと、そういうふうに考えているところであります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、肝心なことは、確かに、そういった取り組みをされていること、これはやっぱり大いにね、謙虚に学ぶべきだというふうに思うんです。

それで、ちょっとね、町長の答弁で、どうかなと思うのは、まあ1つは、余所の町の財政の問題と言ったってね、財政指標や何やらで、客観的な数字でね、明らかにされている比較は、これ何ら問題ないんです。そのために普通会計、全市町村の、全国のね、数字を出して、出されているわけですから、それで話をしているんで、相生市の財政の、その客観的な数字以外のことでね、立ち入って、どうのこうの言っているわけじゃないということ、まず、分かっていたきたい。

で、その財政指標を見てもね、もう遥かに、本町の方が、数字の上ですよ。財政指標、いいという実態の中で、相生市は、今回の、この思い切った子育て支援策で、2億7,000万円ほど予算を見ておられるそうです。まあ、決算は、どれぐらいになるか、勿論分かりませんが。そういう取り組みをされて、当然、そういう厳しい中で、財政のやりくり運営を、当然、考えてやっておられるということなんです。

で、それで、町長に伺いたいのは、そういった財政指標的には、有利である本町が、持続可能な制度にするために、そんなことはできないというふうなことでいいのか。先ほど言ったように、今、客観的に人口減や少子高齢化という本町の重要課題がね、これだけ強く叫ばれている時に、ここで思い切った手を打たなければ。当然、財政は考えなきゃいけないよ。思い切った手を打たなきゃいけない時に、何とか、この相生市の取り組みをね、やっぱり研究するんだというような立場に立つべきじゃないかと思います。その点は、是非、考えていただきたい。

それで、だったら財政問題で、少し話したいと思います。確かに、昨日からね、地方交付税という国からの交付金、これが平成33年、10年後にはね、一本算定といって、今は、合併前の旧4町が合併してないということで経費を計算され、国から交付されています。これが合併して1本になれば、その国からの交付金が減るというのは、これはまあ、当たり前なことなんですけれども、それが、今年は、普通地方交付税が、22年度が55億円で、平成33年度が41億円だから、14億円から減って大変なことになるとというのが、町長の主張ですね。しかし、物事にはね、やっぱり両面見なきゃいけない。

なぜなら、だったら、ではね、なぜこの合併特例の地方交付税というのが、10年後に一本算定というようなことにされたかという問題ですね。これは、合併のよし悪しは別とするならば、合理的な理由があるんですよ。それは、仮にね、今、合併時が町職員が420人と。今、353人ということでもありますけれども、この合併して15年も経てば、合併時より、これ当然、職員が退職しますから、60超えたら減っていくというふうに見るんです。自然減です。当たり前です。そういうことから見るならね、仮に、これは類似団体ということで、その数にせいということじゃないんだけど、10年度、平成33年に、類似団体の230人。職員数ね。類似団体が。勿論、これは単純にいけませんよ。それでも、420人より大幅に減るというのは、はっきりしておるんです。今の方針が、退職した人の3分の1以内で増やしていくという、補充するという方針でいけばね、これは当然、大きく減ります。

仮に、私が言いたいのはね、14億円も減るということだけ言われるけども、当然のことなら、コスト減が伴っていくんだと。平成17年度、あの合併した時点でね、人件費というのは、これは36億7,000万。10月1日から合併で、その時点では、職員だけじゃなくて、4人の町長と、町会議員が54人もいましたけど。ただし、その36億7,000万から、この22年度決算ではね、30億6,000万でしたか、が人件費ですよ。だったら、この間でも6億から7億ね、平成17年から22年でコスト減になっておるんです。人件費が。当然これは減っていききましたから。それを含むんなら、先ほど、石堂議員が、行財政計画どうしているのかという質問ありましたけれども、じゃあ仮にこれ、総務課長伺いますけれども、1点だけ。1点だけ。

平成33年の職員数というのは、今の方針ははっきりしています。退職者は、はっきり

している。補充しても3分の1以内いうことを言うならば、合併時420人から平成33年は、何人と見ているのか。で、それによるコスト減はいくらあるのか。これ、もし分かったら教えてください。

〔総務課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、総務課長。

総務課長（坪内頼男君） まず、その交付税の関係で、町長がお話しになったのは、その単純に交付税が14億減額になるということで、決算が14億不足するという意味ではないということ。

〔鍋島君「そんなこと分かっておる」と呼ぶ〕

それは、いろんな計画の中で。ただ、そういう財源不足の中で、赤字会計になるということは予測されます。

それで、ご質問の内容ですけども、今の普通会計の中で、今の計画を定員管理の中で進めていくと、約、今の現状よりは、60名ほど減数という計画で進めております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ええっとまあ、どのくらいのコスト減ということは出ませんね。

だから、そのね、当然コストが減るという面。一本算定されれば、当然、減りますよ。その面と、本町の場合、何よりも有利なのは、地方債のね、公債費でも、その年度で75パーセントが返ってくるというね、有利な起債が非常に多い。起債のピークが過ぎたということ言えばね、財政運営を、勿論、潤沢ではありませんよ。一本算定されていけば。しかし、無駄を削ってね、堅実にやっていくなれば、これは、そういった思い切った福祉施策、町民福祉の増進にね、予算を回していけるというふうに思うんですね。

これは、思う、思わないの問題じゃなくって、緻密な計算いるだろうけども、基本的には、そうだと思いますよ。

そういうことからすればね、相生市が取り組んでいるような、そういった思い切った施策。ただ、人口減、少子高齢化ということをね、当然のことながら、呪文のように唱えていても、これは解決しない。やっぱり手を打たなきゃ駄目だ。そういう点からすればね、思い切った施策は必要だというふうに思いますけども、このあたり、現にね、先ほど、次世代育成支援のことを盛んに言われたけれども、この中にね、アンケートの回答としてね、一番やっぱり多かったのは、どういうものを望むか。少子化対策で望むかということではね、子育て、教育にかかわる経済的負担の軽減のための取り組みを充実すべきというのが、一番なんです。これは、アンケート結果ですけどね。こういうことからすればね、町民も望んでいるそういった思い切った子育て支援策を打つべきじゃないか。これほど議論しても変わったかどうかを含めて答弁いただきたいのと。

1つはもう1点。もう周辺がやっている中卒まで。先ほどの、中卒の、450万円の負担、経費増で、ちょっとこれ確認したいんですが、当然のことながら、現在も一部助成をやっております。中学生のね。で、これを無料化すれば、町に帰ってくる負担は、今から経費

いくら増かということですから、今、納めている月額1回800円、月2回まで1,600円、これは所得区分がありますので、一般の方ですけども、低所得者の場合は、もっとまた安いんですけど、この1,600円の負担を、年間負担したら450万円かどうか、この明確な答弁も入れていただいて、もう来年度には実施すべきだと思うがどうか。この3点の答弁をお願いいたします。

〔住民課長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、住民課長。

住民課長（谷口行雄君） 450万円の増につきましては、現在、22年度の中学校1年生から中学校3年生までの受診の関係の実績を基に450万円を出しております、それ800円、1,600円じゃなしに、実績から出しております。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、先ほどの、余所の財政がどうという話ししましたのは、それによってですね、私とかがどういうふうにかという評価はできないということだったんですけどもね、私は、相生市のね、非常にまあ状況も分かっておりますから、そういう中で、あの状況なら、私なら、そういう判断はしないというふうには思います。

ただ、子育て支援についてですね、これ、当然いろいろと、今後とも、いろんな対策をやっていかなきゃいけないと思っておりますけども、例えば、給食費とか保育料、これも、そういういろんな軽減策をしながら、負担軽減をしながら実施しているんで、何もかにも無料というのはですね、誰にも無料というのは、これはやはり、今後の全ての行政運営をする上に関係することですから、影響が出て来ると。マイナスだというふうに思っております。

ですから、当然、所得、また、所得の少ない家庭については、それだけの軽減策を実施しておりますし、まだ、第2子、3子という、たくさん子どもを預けるには、ほとんどまあ、そういう、半額にするとか、いろいろと対策をしておりますのでね、それはやっぱり、当然これから続けていくべきだと思っております。

〔鍋島君「来年度、やるかどうか」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） それから、中学校等については、その経費的にも、そんなに大きなものではないというふうに思っておりますから。ただ、今は、検討をさせておりますので、まだ、するかしないかというのは、また、予算の中で、しっかりと出ささせていただきたいと思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） 次の項目よろしいですか。

議長（矢内作夫君） はい。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、次に、議会無視の行政を検証するとして 2 点伺います。

地方自治法では、その第 96 条や 228 条などで、行政を進める上で議会の議決が必要なものを規定しています。法律に定められている内容を行政が議会に諮らず行政執行することは、議会無視、行政の横暴ということになります。

そこで本町における仁方ほ場整備訴訟と五反田住宅の家賃を条例でなく規則で定めている事件について伺います。

まず、仁方ほ場整備訴訟は、町民から佐用町が訴えられた裁判で、佐用町が一審、二審とも敗訴し、最後は、最高裁で町が敗訴して判決が確定した事件であります。一審判決が神戸地裁で出された平成 17 年 11 月 16 日、佐用町が敗訴し、これを不服とした町は、同年 11 月 28 日に大阪高裁に控訴を上訴しました。問題は、この控訴が議決を経てなされたかどうかであります。そこで、この控訴、上訴を議決したのか。

その 2 として、議決がなければ、逐条地方自治法の権威者である長野士郎氏。まあ、この方は、岡山県知事をされ亡くなりましたが。また、松本英昭氏らの見解では、判決に不服あるとして、地方公共団体が上訴する場合には、議会の議決を得なければならないに反するもので違法ではないか。そうであれば、この違法事件を、どう処理されるのか。

第 2 点目として、五反田住宅家賃問題について伺います。地方自治法第 228 条は、使用料は条例で定めなければならないと明確に規定しています。ところが、五反田住宅家賃は、規則で定められ、議会の議決を要しない扱いとなっています。

そこで伺います。この住宅家賃は使用料ではないのか。使用料であれば、違法な処理ではないのか。

以上、2 項目目の質問とさせていただきます。

議長（矢内作夫君） はい、2 点目、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、2 点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

まず、仁方ほ場整備にかかる訴訟の平成 17 年 11 月 28 日付け、大阪高裁への控訴が、議会の議決が必要ではないか、違法ではないかということですが、平成 16 年法律 84 号の行政事件訴訟法の改正に伴う、地方自治法の改正前の規定は、地方自治法第 96 条第 1 項、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。同条、12 号、普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申し立て、訴の提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することとなっております。当事者であるとは、一般的には、民事訴訟の当事者となったときのことです。民事訴訟において被告とされた普通地方公共団体が敗訴し、上訴する場合には議会の議決が必要となるのは、議員引用の行政実例のとおりでございます。

当事者でない。すなわち行政庁の処分を争う処分取消訴訟などにおいて被告とされた普通地方公共団体が敗訴し、上訴する場合には議会の議決は必要ございません。

仁方の取消訴訟において、佐用町は被告とされていましたが、これは、普通地方公共団体としての被告ではなく、一時利用地指定変更処分ないし換地処分をした行政庁としての被告であります。従って、上訴する場合には議会の議決は必要ないということになっております。



上訴に当たって、議会の議決が必要な場合は、裁判所はそれを審査をいたしますが、裁判所からの指摘もありませんでしたので違法ではないというふうに考えております。

平成 16 年法律 84 号の行政事件訴訟法の改正により、地方自治法第 96 条第 12 号も改正されており、結論として、行政庁の処分についての上訴についての議会の議決は不要であるといたしております。

まあ、しかしながら、佐用町といたしましても、議決は不要であります、議会への報告は必要であると考え、平成 17 年 11 月 25 日の議員連絡会において、控訴する旨の理由及び報告をさせていただき、同年 11 月 28 日付で控訴手続きを行っており、議会の軽視した事実はないというふうに思っております。

仁方ほ場整備の処理につきましては、議会でも度々お答えさせていただきましたように、5 月に変更権利者会議で承認を受けた変更換地計画により知事認可を受け、現在、法務局に登記申請をしているところでございます。

次に、定住促進住宅家賃は使用料ではないか。現行の規則化は違法ではないかということでございますが、現条例は、昨年 3 月議会において議会の手続きを経て、22 年 4 月 1 日から施行しているもので、決して議会を無視したのではなく、その事実はないというふうに考えております。

本条例制定にかかる経緯を申し上げますと、定住促進住宅の設置目的を達成するために、期限を決めて入居できる者について規則に委任し、一般入居者の家賃に加えて、規則第 6 条で、入居初期 4 年間の家賃額低減について規定するなど、規則運用により特徴的な家賃月額を設定したことや、家賃以外に共益費、駐車場使用料など変動要素の高い使用料についても一括して定めようとしたため、条例中で規則で定めるものとするといったところであります。

まあ、この条例を議会で承認をいただき、規則を定めて、今、運用しているわけでありまして、もう一度申し上げますけれども、議会を無視した事実はないというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、再質問、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 仁方ほ場整備の関係は、今ね、法律的な用語で、当事者とか行政官庁であるとか出てきてね、非常に理解しにくいようなことに、これかなり法律的な面がありますのでね、あると思います。

でね、今言われていることが、今、争われていることなんです。つまり、公法人として、地方公共団体、公法人として、当事者であり云々というのが、これが、地方自治法の内容で、行政官庁、佐用町長としてやった処分についてはね、これはそれに値しないんだという、これは 1 つの見解としてあるんです。

しかし、そういう見解はあるけども、逐条地方自治法などによればね、やはり、相手から提訴されて、もう応訴はこれ、議決いりませんけれども、再度、不服で、裁判を起こす場合は、これはね、やっぱり公金の負担も伴いますし、議会の議決をした方がええだろうというのが、だいたい長野さんや松本英昭氏らの見解。これがやはり、議会二元性のね、立場だというふうに思うんです。

今ここで、当事者であるとか、行政官庁であるとかないとかね、何もこれ、裁判所じゃないんで、判断、私も裁判官じゃないから、そんなことできないんだけど、2 つのそう

いった見方がある中で、町長としてはね、やはりできるだけ地方自治が二元性ですから、当然これ、公金の支出が伴いますからね、やはり逐条地方自治法などに則った議会の議決も考えるべきだというふうに思われなにかどうかを、この点では確認しておきたいと思います。

ただ、答弁の中で、裁判所から、議決したかどうかの問い合わせ、こんなの、あるはずがないんですね。

ただ、裁判がもめて、適用要件や何やら等、争う時にはね、それは議決したかどうかで問われるでしょうけれども、今回の裁判では、そんなことは一切問われてないから、それは裁判所は何も言いません。その点についてはどうかということ。

それから、もう1点、この家賃の問題はね、もう議決したからええじゃないかということじゃないんですよ。議決する時点で、私どもは、これは違法だといって厳しく指摘をさせてもらたんです。で、はっきり言いますよ。地方自治法ではね、使用料は条例で定める。いいですか。これははっきり出てますわね。まあまあ、分担金も含めてやけど、定めると出てますね。これに対して、本町の条例。使用料である家賃を規則で定めると条例で出ておるんですよ。だったらこれは間違っているんじゃないですか。で、現に、だったら、他の住宅、公営住宅法に則った町営住宅家賃はどうなっているか。これは、家賃は条例で明確にしておるんですね。条例で明確にしておるんです。公営住宅法施行令第何条に則った額とするという形でね。これはもう条例で定めておるんですよ。他の町営住宅は。で、それは、施行令見たら8区分で云々で全部出てますわ。ねっ。それから見たら、全くおかしいことじゃないかということをお伺いしますが、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵造典章君） まあ、いろいろな手続きをする場合のですね、議会での手続き。これも議会、議決いただくということ。これはまあ、当然、必要なこと、定められたことについては、もう注意深く、注意をしておりますね、そういうことが漏れないようにしていきたいというふうに思います。

ただまあ、今回の仁方の問題につきましてはね、これは当時、担当弁護士の方にも、総合的な相談をして、それは必要ないということで、ただ、必要ないけれども、議会につきましては、当然、事前に報告を、趣旨を説明して報告をさせていただいたということになります。

それから、家賃の使用料についての条文ですけれども、地方自治法で、定めから見ればですね、これは、条例で定めることは違う、違法であるということ、これは、私も、当然まあ、地方自治法に書いてあります。

ただ、そうでも、まあ、まずお話ししたいのは、鍋島議員の質問の趣旨が、当初に、議会無視の行政を検証すると。議会を無視したということ、まず最初に言われるから、私は、議会は無視しておりませんと。このことは、やっぱし、無視はしてないというね、ちゃんとそういうことの説明はし、手続きは踏んでいるということは、これは認めていただかないとですね、このことまで無視したと言われるんでしたら、全く議論にならないということですよ。

それから、定住促進住宅につきましてはね、しかし、通常の町営住宅ではない。この中で、先ほど申しましたように、町のいろんな、新婚家庭、若い人達への、まあ、支援策。支援を含めて、家賃についてもですね、いろいろと、その軽減策をして、何年間したらいい

くらにしますとかですね、まあ、回数。年齢的にいくらの人については。年齢じゃない。

〔鍋島君「新婚世帯」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 新婚さんとか、それから子育て支援。子育ての家庭にはいくらにするとか、そういうですね、きめ細かな、言えば、内容を含めてね、こういう、この活用をしていこうと。この住宅をですね。いう考えたわけです。

ですから、そのことを、皆さんに説明をして、条例の中で、規則で、この（聴取不能）については定めますということ条例で謳って、そして、その条例を議決いただいた上で、そういう規則の中で、それぞれ家賃、また、駐車料金とかそういうものも含めたものをいくらにするということで定めておるわけです。だから、それは私は、あまりね、地方自治法の中で、何も、法的に違法とか何とかじゃなくって、実際に、そういう運用の中で、それが佐用町の、この住宅を運用していく上で、そういう扱いすることの方がまあ、ある意味では、即、入居者に対してもね、対応ができると。そういうことであれば、これは、議会としても認めていただいてもいいんじゃないかというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16 番（鍋島裕文君） 話聞いておったら、何か、頭こんがらがってくる。

結局ね、先に家賃やりましょか。地方自治法という法律でね、使用料というのは、条例で定めなさい。規則じゃ駄目ですよ。条例と規則で何が違うかいうたら、これは、議会が関与できないんですよ。規則は議決権がないんです。議会はね。条例であれば、議会の、町民の声を反映して、これは議決権がありますから、それだけ重いものですね。その重いものにしなさいと。使用料、住宅家賃はというのが、法の趣旨です。それを運用のあり方で変えられるんだというようなことであればね、これは何のための法律かということになるわけですし、また、議会との関係でいうならばね、議会の、そのつもりはないかもしれないけども、権限を間違ったやり方で奪っていると。ねっ。結果として。いうふうになるわけです。

ですから、先ほど、法律では、使用料は条例となっておりますという、町長も認めただけだから、これは法に反しているということで、是正するというのが、町長の答弁にならなきゃいけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、ですから、雇用促進住宅についてはですね、そういう、いろんな、その特別な事情がありますから、そのことを議会とちゃんと、信頼関係の中で、議会にも説明して、議会で認めていただいて、また、その報告についても、きちっとしていけばですね、それはそれで、佐用町としての中での、この手続き。これは何ら大きな間違いはないというふうに思いますけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） まあ、それは誰が聞いても矛盾した答弁ですよ。法律がそうになっておって、うちの町では、こうやっていいんだというようなことが通るんだったらね。それはもう、まあ、それこそやりたい放題ということに、非常に間違っただね、方向に、町政は向いていくわけですから、やっぱり二元性という、この地方自治のね、趣旨に則って、議会の議決の必要なものは議決案件にするということで、これ、町長考えていただかないと、お互いの、これね、二元性の、町民から付託された仕事はできないわけですから、そのあたりは、再度言いますけれども、是正すべきだというふうに思うんで、もう1回答弁と。

それと、仁方のほ場整備の関係で、結局、その時弁護士がしなくてよろしいと言ったからしなかったということで、それが正しいかどうかなんて、ここでは判断できないけれども、いろんな見解があるということですね。ただ、あの時に、敗訴で出たのは、平成17年の11月16日という日ですね。これは、どういう日か言いますと、平成17年の11月13日に、合併最初の町長選挙の投票日だったんですよ。そういった点では、多くの町民、まあ、議会もそうですけれども、町長選挙の方、関心がうーっと移っている時に敗訴の判決が出た。それで、28日に上訴した。確かに、その25日の日にね、あの時に協議会に報告をしたということは嘘じゃないです。あったと覚えています。あったけどもね、そういう経過からすればね、やっぱり、そういった経過も踏まえて、いろんな見解から見てね、これはやっぱり議会、議決する必要もあるんじゃないかということですね、再度検討し直す必要があるんじゃないか。この2点について、お願いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 仁方のものを遡って議決するという、

〔鍋島君「あっ、違う違う違う違う」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） そんなことについてはですね。

当然、それと、選挙がどうだということ、そんなことは、やっぱり関係ないと思います。それは、その時の状況がどうだかね、それは今から言われることであって、何ら（聴取不能）。

だからその、今言われる住宅家賃、使用料についてのね、これは、担当課の方でも、そういうきちっと、今、雇用促進住宅が、非常にまあ、複雑な、してますけれども、そういうものが、条例文の中でね、きちっと謳うことができるのかどうか、そういうことも検討させながら、検討をいたします。

〔鍋島君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、鍋島君。

16番（鍋島裕文君） ちょっとね、こっちも舌足らずだったと思いますけども、仁方ほ場整備の判決を覆して議決とか、そんなこと言っているんじゃないんですよ。

これだけのことがね、いろんなことが出て来ておるから、あの時に、議決も必要であったかどうかをね、それを出た結果によって、また、議決して裁判するとか、そんなこと言っているんじゃないんですよ。行政運営として、こういう提訴問題についてはね、やっぱり慎重に検討していく必要があるんじゃないか。そういう角度から質問をしておりますので、ちょっとこちらも舌足らずで、誤解を与えたみたいですけど、その点の検討を、よろしく願いたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） まあ、よく、いろいろとご意見いただきましたけども、まず最初に申し上げましたけども、決して、今までの経過からもね、私説明しましたとおり、議会を無視して、ここでね、やって来たという、そういうことではないということだけは、改めて申し上げます。それは、認めていただきたいと思います。

〔鍋島君「町長、もうちょっと時間が欲しいね」と呼ぶ〕

議長（矢内作夫君） はい、以上で、鍋島裕文君の発言は終わりました。  
これで、通告による一般質問は終了いたしました。  
これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（矢内作夫君） はい、ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了いたします。  
次の本会議は9月30日金曜日、午前9時30分より再開をいたします。  
本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労様でした。

午後02時49分 散会

---